

しんらいレポート2006

平成17年度決算のご報告



はじめに



ご契約者をはじめ皆様方には日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、平成8年8月、共栄火災海上保険株式会社の全額出資の生命保険会社として設立されました。以来、順調に業績を伸ばし、本年、創立10周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様方の暖かいご支援の賜物であると深く感謝しております。

生命保険事業は公共性、社会性の高い事業であることから、経営の健全性、透明性を確保し、お客様のご期待にお応えできるより良い商品・サービスをご提供することにより、お客様から信頼を得ること、ひいては社会の信頼にお応えしていくことが大切であると考えております。「共栄火災しんらい生命」という社名はこのことへの強い思いに由来しており、今後も大切にまいります。

さて本年も、皆様に当社の経営活動について、より一層のご理解をいただけるよう、ディスクロージャー誌「しんらいレポート2006」を作成いたしました。本冊子が皆様のお役に立てば幸いと存じます。

私ども共栄火災しんらい生命の役員・社員一同は、今後ともお客様を原点との認識に立ち、お客様のニーズに即した良質かつ多様な保険サービスをご提供していくとともに健全かつ適正な業務の運営を推し進めていく所存でございます。どうぞ皆様の変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年7月

取締役社長 壹本正樹

CONTENTS

I. 共栄火災しんらい生命の平成17年度事業概況について

- I 共栄火災しんらい生命の平成17年度事業概況について……………7

II. 会社の概況及び組織

- II-1 沿革……………5
- II-2 経営の組織……………5
- II-3 店舗……………6
- II-4 資本金の推移……………6
- II-5 株式の総数……………6
- II-6 株式の状況……………6
- II-7 主要株主の状況……………6
- II-8 取締役及び監査役……………7
- II-9 従業員の在籍・採用状況……………8
- II-10 平均給与（内勤職員）……………8
- II-11 平均給与（営業職員）……………8

III. 保険会社の主要な業務の内容

- III-1 主要な業務の内容……………9
- III-2 経営方針……………9

IV. 直近事業年度における事業の概況

- IV-1 直近事業年度における事業の概況……………10
- IV-2 契約者懇談会開催の概況……………12
- IV-3 お客様相談窓口の設置とご相談・苦情のお申し出状況……………12
- IV-4 ご契約者に対する情報提供の実態……………12
- IV-5 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法……………14
- IV-6 代理店教育・研修の概略……………15
- IV-7 新規開発商品の状況……………16
- IV-8 保険商品一覧……………17
- IV-9 情報システムに関する状況……………25
- IV-10 社会貢献活動の概況……………25

V. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

- V-1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標……………26

VI. 財産の状況

- VI-1 貸借対照表……………27
- VI-2 損益計算書……………29
- VI-3 キャッシュ・フロー計算書……………31
- VI-4 損失処理に関する書面……………32
- VI-5 債務者区分による債権の状況……………32
- VI-6 リスク管理債権の状況……………33
- VI-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況……………33
- VI-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）……………33
- VI-9 有価証券等の時価情報……………34
- VI-10 経常利益等の明細（基礎利益）……………36
- VI-11 計算書類等についての会計監査人による監査……………37
- VI-12 財務諸表についての代表者による確認……………37

VII. 業務の状況を示す指標等

- VII-1 主要な業務の状況を示す指標等……………38
- VII-2 保険契約に関する指標等……………45
- VII-3 経理に関する指標等……………47
- VII-4 資産運用に関する指標等……………52
- VII-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）……………62

VIII. 保険会社の運営

- VIII-1 リスク管理体制について……………63
- VIII-2 コンプライアンス（法令等遵守）推進体制について……………63
- VIII-3 個人データ保護について……………64
- VIII-4 勧誘方針について……………67

IX. 特別勘定に関する指標等

- IX 特別勘定に関する指標等……………68

X. 保険会社及びその子会社等の状況

- X 保険会社及びその子会社等の状況……………68

保有契約高・保険料等収入は順調に伸展しています。

平成 17 年度における保有契約高（個人・団体保険計）は、1 兆 2,790 億円（前年度比 112.7 %）であり、一件あたりの平均保険金額（新契約・個人保険）は 8,331 千円、保険料等収入（個人・団体保険計）は 19,633 百万円（前年度比 126.8 %）と順調に伸展しています。

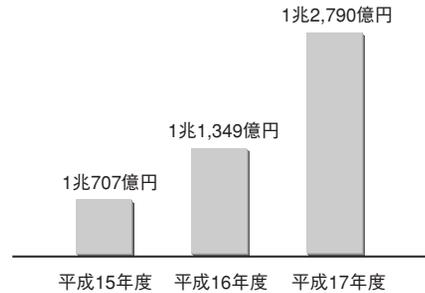
保有契約高とは

個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

保険料等収入とは

ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

保有契約高の推移



基礎利益は 7 億 17 百万円、経常利益は 6 億 34 百万円、当期純利益は、1 百万円です。

平成 17 年度決算における「基礎利益」は 7 億 17 百万円、「経常利益」は 6 億 34 百万円、「当期純利益」は 1 百万円となりました。

基礎利益とは

1 年間の保険本業の収益力を示す指標の 1 つで一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。これに有価証券売却益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、ディスクロージャー誌で別途項目を設け、平成 12 年度決算から開示しています。

経常利益（損失）とは

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた差額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

当期利益（損失）とは

税引前当期利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した額で、会社のすべての活動によって生じた利益または損失を意味します。

基礎利益 = 経常利益 - キャピタル損益 - 臨時損益

- **キャピタル損益 = +) キャピタル収益**
 - ① 金銭の信託運用益
 - ② 売買目的有価証券運用益
 - ③ 有価証券売却益
 - ④ 金融派生商品収益
 - ⑤ 為替差益
 - ⑥ その他キャピタル収益
-) **キャピタル費用**
 - ① 金銭の信託運用損
 - ② 売買目的有価証券運用損
 - ③ 有価証券売却損
 - ④ 有価証券評価損
 - ⑤ 金融派生商品費用
 - ⑥ 為替差損
 - ⑦ その他キャピタル費用
- **臨時損益 = +) 臨時収益**
 - ① 再保険収入
 - ② 危険準備金戻入額
 - ③ その他臨時収益
-) **臨時費用**
 - ① 再保険料
 - ② 危険準備金繰入額
 - ③ 個別貸倒引当金繰入額
 - ④ 特定海外債権引当金繰入額
 - ⑤ 貸付金償却
 - ⑥ その他臨時費用

「逆ざや」はありません。

下記算出の結果はプラスであり、「逆ざや」はありません。

(参考) 逆ざや額の算出式

各生命保険会社が開示している逆ざや額は、次の方法で算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{*1} - \text{平均予定利率}^{*2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{*3}$$

- ※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員（契約者）配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
- ※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$$

逆ざやとは

ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割引いて計算しております。その割引率を「予定利率」といいます。

そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます）を、運用収益などで確保する必要があります。ところが、かつてない超低金利が続くなかで、この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態が一部の契約で発生することがあり、これを「逆ざや」状態といいます。

リスク管理債権はありません。

生命保険会社では資産運用の一環として貸付を行い、利息収入を得ています。この貸付金のうち「返済状況が正常でない債権」を総称して「リスク管理債権」と呼んでいます。

平成 17 年度末の貸付金は全て保険約款貸付であり、正常債権です。従って、リスク管理債権はありません。

貸付金とは

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には 2 種類あり、1 つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう 1 つが保険料の払い込みが一時的に困難になり、払い込み猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立替を行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

ソルベンシー・マージン比率も充分な水準です。

ソルベンシー・マージン比率（通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための指標の一つ）は、2,362.0%であり、行政当局が経営の健全性を判断する基準値である200%を大きく上回っています。

ソルベンシー・マージンとはソルベンシー・マージン（solvency margin）とは、「支払余力」という意味です。

生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

- ソルベンシー・マージン総額 [=以下の合計額]
資本の部合計、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%^(※)、土地の含み損益×85%^(※)、負債性資本調達手段等、控除項目、その他 ^(※)マイナスの場合100%
- リスクの合計額 [= $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 + R_4}$]
保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。
 - 保険リスク相当額 (R₁) …大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額
 - 予定利率リスク相当額 (R₂) …運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
 - 資産運用リスク相当額 (R₃) …株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
 - 経営管理リスク相当額 (R₄) …業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額
 - 最低保証リスク相当額 (R₇) …変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク

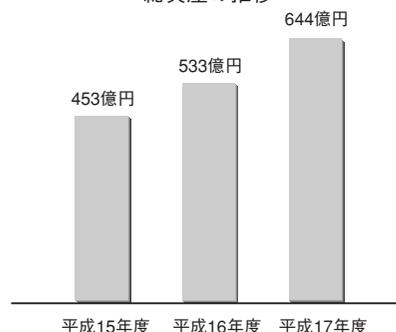
総資産は644億円です。

総資産は、前年度末より110億円増加し、644億円となり、順調に増加しています。

総資産とは

貸借対照表の資産の部の合計で、主なものとして、現金及び預貯金、有価証券、貸付金、不動産及び動産、その他の資産があります。

総資産の推移



有価証券残高は 582 億円です。

安全性を基本としつつ、長期・安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用を行った結果、有価証券は、前年度末より 109 億円増加し、582 億円となりました。

有価証券とは

国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他の証券をいいます。

このうち、「国債」、「地方債」、「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です、

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の国・企業が発行する「外国株式」等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

責任準備金残高は 540 億円です。

責任準備金は、5 年チルメル式により積立っておりますが、標準責任準備金の達成に向けて今年度は 5 年チルメル式積立額を 5 億円上回る積立を行い、担保力の強化を図りました。

責任準備金とは

生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実に行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てられる準備金のことで、保険業法により積立が義務付けられています。

資本金は 100 億円です。

資本金とは

株式会社の財産を堅持する上で基準とする一定の金額です。株主が払い込んだ金額のうち、会社が資本金としたものをいいます。また、株主が払い込んだ金額のうち会社が資本金としなかったものは株主払込剰余金となり、資本準備金として貸借対照表上表示されます。

なお、保険会社においては、保険業法第 6 条の規定により、株式会社では資本金の額が 10 億円以上とされています。

II - 1 沿革

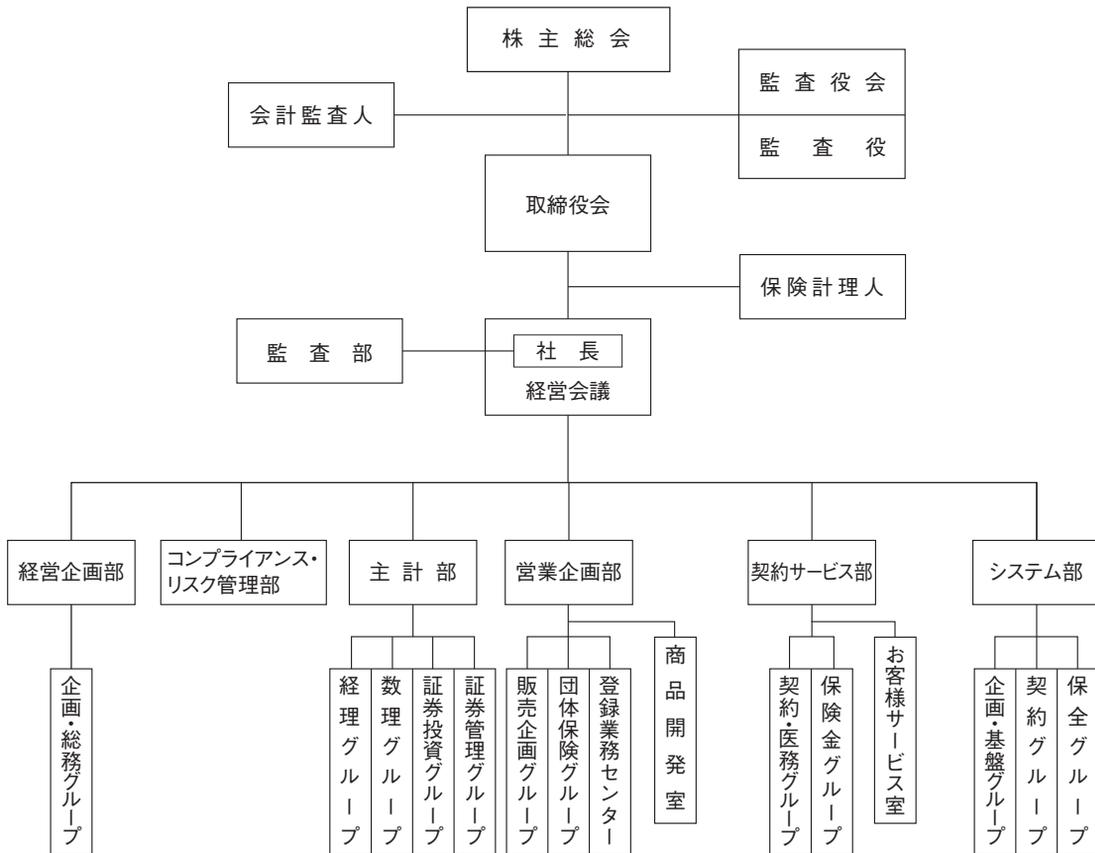
- 平成8年8月8日 共栄火災海上保険相互会社の全額出資子会社として設立
- 平成8年8月27日 大蔵大臣より生命保険業免許を取得
- 平成8年10月1日 営業を開始

II - 2 経営の組織

経営組織の概要は、次のとおりです。

経営組織図

(平成18年7月1日現在)



(注) 経営会議は、経営に関する全般的執行方針の協議機関として基本的かつ重要な事項につき審議します。本会議は、社長・常務取締役および取締役をもって構成します。

Ⅱ - 3 店舗

本 社 〒179-0075 東京都練馬区高松 5 - 8 - 20 J・CITY ビル TEL 03 (5372) 2100 (代)

■全国 2,782 の生命保険委託代理店が、生命保険の募集等についてお客様のご要望に対応しております。

(注)生命保険委託代理店数は平成 18 年 4 月 1 日現在の数です。

■共栄火災海上保険株式会社の全国の営業店において、当社の業務の代理・事務の代行を行っております。

Ⅱ - 4 資本金の推移

年 月 日	増 (減) 資額	増 (減) 資後資本金	摘 要
平成 8 年 8 月 8 日	—	10,000 百万円	会社設立

Ⅱ - 5 株式の総数

発行する株式の総数	800 千株
発行済株式の総数	200 千株
当期末株主数	1 名

Ⅱ - 6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	摘 要
	普 通	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	200 千株	100 %	—	—

Ⅱ - 7 主要株主の状況

名 称	所在地	資本金	業務の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区	百万円 40,000	損害保険業	昭和17年7月1日	100.0 %

Ⅱ 会社の概況及び組織

Ⅱ - 8 取締役及び監査役（平成18年6月28日現在）

役職名	氏名・生年月日	略歴
取締役社長 （代表取締役）	堂本正樹 昭和18年1月29日生	昭和41年4月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成8年6月 同社取締役、首都圏本部長 平成9年6月 同社取締役、中部地区本部長 平成10年6月 同社取締役、系統開発本部副本部長 平成10年8月 同社取締役、系統開発本部副本部長兼系統市場開発部長 平成11年6月 同社常務取締役、系統開発本部長 平成14年6月 同社専務取締役 平成15年4月 共栄火災海上保険株式会社専務取締役 平成15年6月 同社退任 平成15年6月 当社取締役社長（代表取締役）
常務取締役	山根勉 昭和23年8月7日生	昭和47年4月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成13年6月 同社執行役員、中国支店長 平成14年4月 同社執行役員、静岡支店長 平成15年4月 共栄火災海上保険株式会社執行役員、静岡支店長 平成16年1月 同社執行役員、九州第一支店長 平成16年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社退任 平成18年6月 当社常務取締役、営業企画部長（委嘱）
取締役	わたなべ かつみ 昭和27年7月18日生	昭和50年4月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成12年3月 当社経営企画部部長 平成12年6月 保険計理人 平成13年3月 取締役、保険計理人
常勤監査役	みょう ちん たかし 昭和20年9月24日生	昭和43年4月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成10年6月 同社取締役、金融法人部長 平成12年6月 同社常務取締役 平成12年10月 同社常務取締役、首都圏総合開発部長 平成13年4月 同社常務取締役 平成14年6月 同社退任 平成14年6月 当社常務取締役、営業企画部長（委嘱） 平成18年6月 常勤監査役
監査役	いひ じま ちかお 昭和20年7月20日生	昭和43年4月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成11年6月 同社取締役、関西圏総合開発部長 平成12年6月 同社上席執行役員、関西圏総合開発部長 平成13年4月 同社上席執行役員 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年4月 共栄火災海上保険株式会社常務取締役 平成16年6月 同社退任 平成16年6月 当社監査役
監査役	はや かわ みきお 昭和22年10月24日生	昭和45年4月 共栄火災海上保険相互会社入社 平成14年6月 同社執行役員、総合企画部長 平成15年4月 共栄火災海上保険株式会社執行役員、団体組織開発部長 平成15年6月 同社常務取締役、団体組織開発部長 平成16年4月 同社常務取締役 平成16年6月 同社常務取締役、常務執行役員 平成18年6月 同社常勤監査役 平成18年6月 当社監査役

Ⅱ - 9 従業員の在籍・採用状況

区 分	16年度末 在 籍 数	17年度末 在 籍 数	16 年 度 採 用 数	17 年 度 採 用 数	17年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	62名	62名	6名	8名	40.7 歳	5.2年
(男 子)	(42)	(43)	(4)	(7)	(46.1)	(5.4)
(女 子)	(20)	(19)	(2)	(1)	(28.5)	(4.7)
(総合職)	(42)	(43)	(4)	(7)	(46.1)	(5.4)
(一般職)	(20)	(19)	(2)	(1)	(28.5)	(4.7)
営業職員	2	—	2	1	—	—
(男 子)	(2)	(—)	(2)	(1)	(—)	(—)
(女 子)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

Ⅱ - 10 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成17年 3 月	平成18年 3 月
内勤職員	507	523

(注) 平均給与月額、平成18年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)です。

Ⅱ - 11 平均給与（営業職員）

(単位：千円)

区 分	平成 17年 3 月	平成 18年 3 月
営業職員	400	—

(注) 平均給与月額、平成18年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)です。

Ⅲ - 1 主要な業務の内容

(1) 生命保険の引受け及び資産運用

個人保険及び団体保険の引受けを行い、約款に従い保険金・給付金等の支払を行っております。
また、保険料として収受した金銭等の資産を国内公社債中心に安全かつ健全に運用しております。

(2) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務

当該業務は行っておりません。

なお、当社は共栄火災海上保険株式会社へ生命保険業務に係る業務の代理、事務の代行業務を委託しております。

(3) 国債等の窓口販売業務

当該業務は行っておりません。

Ⅲ - 2 経営方針

当社は、平成8年8月8日に共栄火災海上保険相互会社（平成15年4月1日株式会社に組織変更）の全額出資により設立され、同年10月1日に営業を開始、以後順調に業容を拡大してまいりました。生命保険会社としての使命を果たすべく、会社設立時に下記「経営理念」を策定し、事業の推進を図っております。

- (1) 顧客を原点との認識に立ち、顧客ニーズに応じた良質かつ多様な保険サービスを安定的に提供することにより、国民生活の安定・向上並びに国民経済の発展に寄与する。
- (2) ひとりひとりのLife（生命、人生、生活、いのち、活力）を大切にし、顧客にとって「わかりやすい生命保険」を実現し、「信頼されるグッドカンパニー」を目指す。
- (3) 進取の気概をもって元気のある企業を目指し、真のゆとりと豊かさのあるヒューマンライフを実現する。

IV - 1 直近事業年度における事業の概況

(経営環境)

平成 17 年度の日本経済は、年前半にかけて世界的な IT 関連分野の調整等により、輸出・生産を中心に弱い動きがみられ、景気は踊り場の状況となりました。しかし、年央には、アジア向け輸出が持ち直し、生産についても情報化関連分野の在庫調整が一巡するなど改善の動きが見られたことから、景気は踊り場を脱却し、その後は穏やかな回復を続けました。なお、景気回復を先導した企業部門では、好調な収益を背景として設備投資の増加が続いており、また、企業部門に比べて改善が遅れていた家計部門においても、企業部門の好調さが波及し、雇用面・所得面で明るい動きがみられました。

景気の先行きについては、消費や設備投資が引き続き増加し、民間需要中心の穏やかな回復が続くと見込まれています。

こうした状況の下、生命保険業界におきましては、金融機関窓口販売により引き続き個人年金保険が新規契約高・保有契約高ともに大幅な増加となりました。しかし、生保の主力商品である個人保険は、少子高齢化により顧客ニーズが死亡保障から医療保障へシフトした為、依然、保有純減傾向にあり、厳しい状況が続いています。

一方、収支状況については、保険料収入が医療保険などの第三分野商品の伸びなどにより増加し、解約返戻金は解約率の改善により減少いたしました。さらに、運用環境は、好調な株式市場を背景として、株式の含み益が増大し、財務体質が大幅に改善されました。

損保系の生保各社においては、順調に契約高・総資産を拡大させており、特に個人年金保険に特化した 2 社においては銀行窓販により収入保険料・保有契約高を大幅に増加させました。

総じて好調であった生命保険業界ではありますが、今後、少子高齢化の進展、団塊の世代の大量退職に加え、金融機関窓口販売の全面解禁や郵便保険株式会社による郵便局での保険販売など事業環境が大きく変化することが予想されています。この為、生保各社の新規顧客の囲い込みや付加率の設定などの経営戦略が、今後の事業基盤・収益構造に大きく影響を及ぼすこととなります。

(営業の経過及び成果)

平成 17 年度は、中期経営計画「ROAD OF THE VICTORY II (共栄火災に対する収益貢献への道)」の総仕上げの年度として、さらに「しんらい生命創立プレ 10 周年」と位置づけ、元受収保計画額の必達を最重点課題として掲げました。重点商品である収入保障保険「守ってあげたい。」が引き続き順調に推移したことや金融機関窓口販売の追加解禁に対応した一時払終身保険が好評を得たことから、一昨年下半年からの上昇基調がさらに強まり、力強い勢いを感じる事が出来ました。

以上をふまえ推進しました結果、平成 17 年度の業績の概要(契約・収支・資産面)は以下のとおりであります。年度末保有契約高は、個人保険につきましては死亡保障と生存保障の合計で 7,488 億円、個人年金保険は年金原資で 449 億円、団体保険は 4,852 億円となりました。

収支状況につきましては、収入面では保険料等収入が 196 億 33 百万円、資産運用収益が 11 億 82 百万円となり、その他経常収益を含めた経常収益は 210 億 13 百万円となりました。支出面では保険金等

支払金が56億84百万円、責任準備金等繰入額が109億45百万円、資産運用費用が1億40百万円、事業費が32億60百万円となり、その他経常費用を含めた経常費用は203億79百万円となりました。なお、責任準備金繰入額については、標準責任準備金の達成に向けて、5年チルメル式を上回る5億円を追加して積立、この結果、累計の追加積立額は14億円となりました。

以上の結果、経常利益は6億34百万円となりました。これに契約者配当準備金繰入額、法人税等調整額等を加算減算した結果、当期純利益は1百万円となりました。

一方、資産面につきましては、年度末総資産は110億73百万円増加し、644億円となりました。

以上が平成17年度における当社の営業の経過及び成果であります。

(会社が対処すべき課題)

平成18年度は、しんらい生命設立10周年の記念すべき年であり、創業の第二ステージへのスタートの年となります。新契約高・保有契約高の拡大といった「量の拡大」とともに、引き続きコンプライアンス（法令遵守）への適応、リスク管理の徹底及び顧客サービスといった「企業品質の向上」も追及し、今まで以上により良い会社作りを目指すために、「中期経営計画（2006～2008年度）」を策定し、下記の重点課題を取り組んでいくことといたします。

- (1) 企業品質の向上
- (2) 商品開発力の充実
- (3) 金融機関窓販体制の構築
- (4) 販売基盤の強化
- (5) 保有契約高の拡大
- (6) 事業費率の改善
- (7) 資産運用収益の確保

上記を柱とする事業の展開を行い、お客様から信頼される企業であるために、コンプライアンス・リスク管理の取り組みを強化し、高度な内部統制の構築によるコーポレートガバナンスを行なってまいります。株主・ご契約者の皆様のなご一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

IV - 2 契約者懇談会開催の概況

平成 17 年度は開催していません。

IV - 3 お客様相談窓口の設置とご相談・苦情のお申し出状況

当社では、お客様の様々なご相談にお応えするため、本社契約サービス部に「お客様サービス室」を設置し、フリーダイヤルによる相談を受付けています。また、お客様の声を直接会社に届けて頂くことを目的に、平成 17 年 7 月より新契約の保険証券に「お客様の声はがき」を同封しています。お客様からの申し出は、企業の貴重な財産としてお客様満足度の高い企業発展に向け有効に活用しています。

ご相談・苦情のお申し出件数

お申し出の主な項目	平成16年度			平成17年度		
	相談件数	苦情件数	合計	相談件数	苦情件数	合計
1. 契約関係（商品内容、資料請求等）	56	14	70	79	18	97
2. 収納関係（保険料の払込み等）	111	5	116	121	6	127
3. 保全関係（住所変更、解約、契約者貸付等）	422	22	444	554	47	601
4. 保険金・給付金（請求及び支払等）	33	6	39	46	9	55
5. 税金・控除証明書等	24	1	25	17	1	18
6. その他	38	8	46	87	4	91
合計	684	56	740	904	85	989

上記取組みに加え、お客様満足の向上を目的とした 1 回目の「お客様アンケート」を平成 18 年 3 月に実施しております。

IV - 4 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 経営活動に関する情報提供

経営の内容に関する現状のご報告資料として、「しんらいレポート」（本誌）を毎年作成しております。本誌は、当社本社ならびに業務代理・事務代行会社である共栄火災海上保険株式会社の営業店に備え置いております。また、生命保険協会・地方生命保険協会にて閲覧できます。

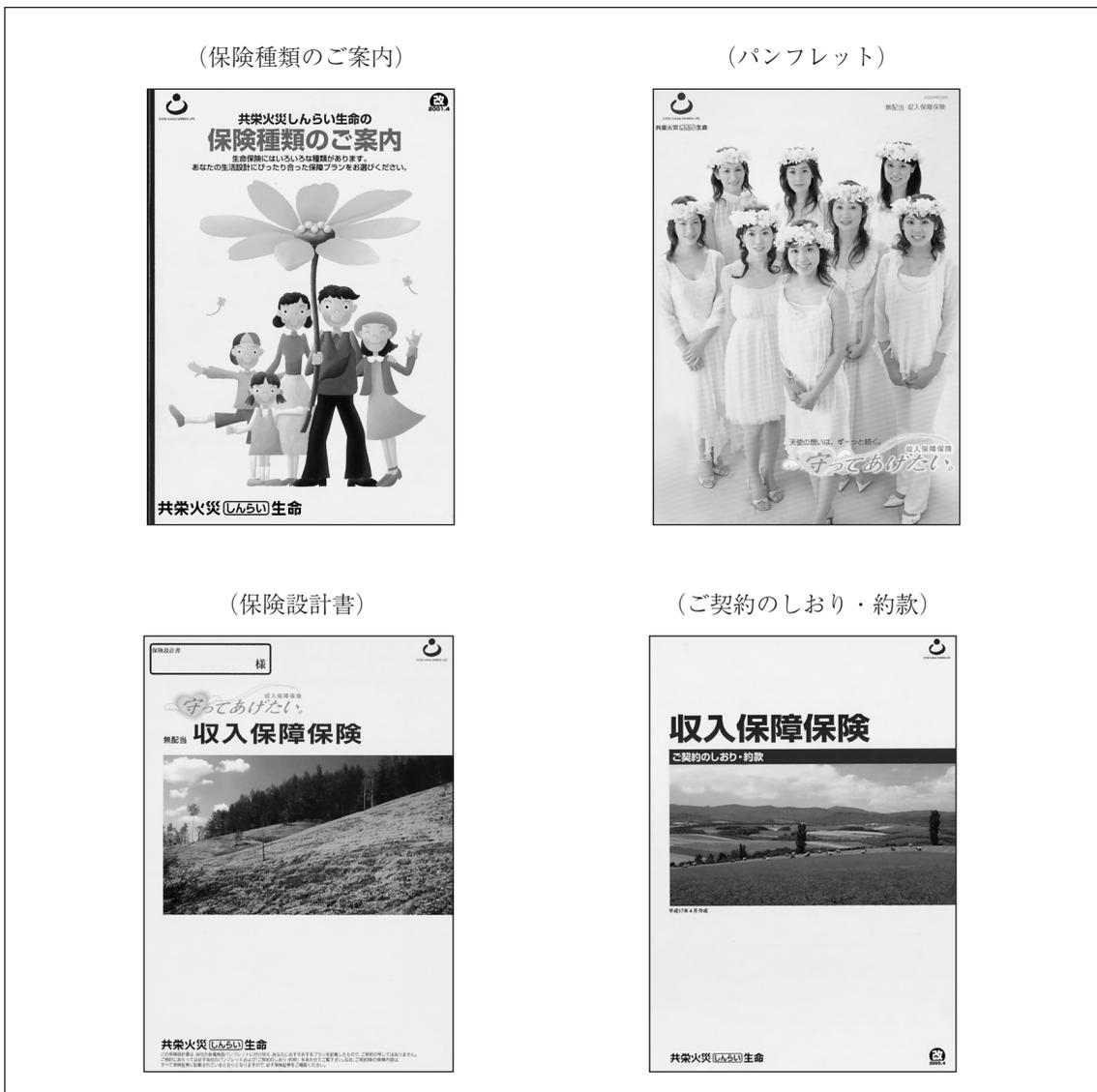
ご契約者へ年 1 回ご送付する「ご契約内容のお知らせ」とともに直近主要業績の内容、契約者配当の状況、主要商品の内容等を記載した小冊子「営業のご案内」を併せてご送付しております。

(2) ご契約に関する情報提供

① ご契約前の情報提供

当社が販売している保険種類は「保険種類のご案内」でご案内しております。また、個別商品に関する特長やしぐみについては、パンフレット、契約概要、保険設計書にてご説明しております。

ご契約の際には、ご確認いただきたい重要事項について平易に解説した「ご契約のしおり・約款」をお渡しし、注意喚起情報・お客様の個人情報に関する重要事項についてご確認いただいております。



② ご契約後の情報提供

ご契約締結後は、次のような情報提供を行っております。

保険料払込に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料口座振替についてのご案内（年払、半年払） ・ 生命保険料再請求のお知らせ ・ 保険料お立替えのご案内
保険契約の状況に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約内容のお知らせ ・ 保険契約失効のご案内 ・ 保険期間満了のお知らせ ・ 保険契約更新のご案内
貸付金等に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息繰入れのご案内
満期に伴う返戻金に関するお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期に伴う返戻金のご案内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料控除証明書

③ ご契約内容等に関する情報提供

ご契約者からのご照会につきましては、本社「お客様サービス室」で対応いたします。

各種契約内容に関するご照会のもとより、解約返戻金等の試算、貸付金の残高等、さまざまなご照会が可能です。

IV - 5 商品に対する情報及びデメリット情報の提供の方法

ご契約者が、生命保険商品及び制度についてご存知なかったことにより、不利益を被むることがないように、ご契約者に是非知って頂きたい情報につきまして、ご契約の際にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」および「注意喚起情報」に記載しております。主なものは次のとおりです。

クーリング・オフ制度 第一回保険料（充当金）を支払った後でも、契約の申込日または保険料の領収日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば文書（郵送）で申込を撤回できる制度です。

但し、保険会社の指定した医師の診査を受けた後は、クーリング・オフ制度の取り扱いはありません。

告知義務・告知義務違反 保険会社が契約を引き受ける場合、お客さまから健康状態や職業などの重要事項についてありのままをお知らせしていただくことになっております。この制度を告知義務といいます。

告知をされる際に、事実と異なることを告知された場合は、「告知義務違反」として契約が保険会社より解除されることがあります。

保険金・給付金を支払わない場合 契約が継続されていても保険金や給付金が支払われない場合があります。たとえば、①被保険者が、契約日または復活日から3年以内に自殺したとき、②死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき、③戦争その他の変乱によって死亡したとき（ただし、死亡した被保険者の数によっては死亡保険金を全額または削減して支払うことがあります。）には死亡保険金は、支払われません。

給付金が支払われない場合についても保険金と同様にお支払い出来ない条件がありますので、「ご契約のしおり・約款」をご一読願います。

契約の失効 保険料の払込がなく、払込の猶予期間を過ぎた場合、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険金・給付金が支払われなくなりますのでご注意ください。

なお、保険種類によっては、保険料の払込がなく、払込の猶予期間を過ぎた場合でも、特に反対のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に保険料を立替え、契約を有効に存続させる制度があります。

解約返戻金 ご契約が解約された場合などに、ご契約者にお支払いする返戻金をいいます。生命保険では、お払込みいただいた保険料のうち、一部は保険金等の支払に、一部は契約を管理する費用等に充てられており、解約されますと解約返戻金は多くの場合、払い込んだ保険料より少なく、特に短期間ですと解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかな額となります。なお、解約返戻金なし特則を付加した医療保険（付加した所定の特約を含みます。）については、解約返戻金はありません。

IV - 6 代理店教育・研修の概略

(1) 代理店教育の基本的考え方

「共栄火災のグループ会社として、お客様一人ひとりのリスクをお客様と共に考え、それらのリスクを保険でカバーするためには、生命保険だけでなく損害保険も含め幅広い保障の提案が不可欠」との考えから、当社では、損害保険代理店が生命保険を併売していくことを前提とした教育・研修をすすめております。

お客様の日常生活や経済活動における様々なリスクをカバーするために最適な生命保険商品と損害保険商品を提供し、または組み合わせることで、お客様のニーズに合った合理的な保障内容を提案していく力を備えた代理店を育成していきます。

<代理店教育研修の基本的な流れ>

代理店委託からの期間	委託	登録	登録後1年以内	登録後2年以内
業界共通教育	▽ 登録前研修	▽ 販売基礎研修 (登録後研修)	▽ 専門課程研修	▽ 応用課程研修 生保大学課程研修
当社独自研修		生保販売実践研修(基礎編)	パソコン(みつもり一家生保版)研修	生保販売実践研修(上級編)

(2) 業界共通教育

初めて代理店となる場合には、業界共通教育カリキュラムに基づいて、一般課程研修（登録前）を実施し、登録日後においては販売基礎研修（登録後研修）を行います。以後各段階に応じて、専門課程試験、応用課程試験、生保大学課程試験への取組を行い、より幅の広い知識、販売技術の習得を目指すよう指導しております。

(3) 当社独自教育

業界共通教育以外にも、販売基礎研修（登録後研修）が終了した段階で、選択研修として以下の研修メニューを用意して実施しております。

① 生保販売実践研修

<基礎編>

- ・ 販売マーケット開拓手法（見込客づくり）
- ・ 商品知識
- ・ 税務知識 等

<上級編>

- ・ 販売マーケット開拓手法応用編（法人向け）
- ・ 相続対策
- ・ 法人税務 等

② パソコン研修

お客様に対して、損害保険と生命保険を合わせたトータルな提案が行えるように、パソコン（みつもり一家生保版）を用意し販売研修を行っております。

IV - 7 新規開発商品の状況

当社では、平成8年10月の開業当時から、お客様の多様なニーズにお応えすべく豊富な商品ラインナップを取り揃え、個々のお客様によりフィットした自由な商品設計をご提供するよう努力してまいりました。また、開業後はより多くのお客様のご要望にお応えすべく以下の商品を発売いたしました。

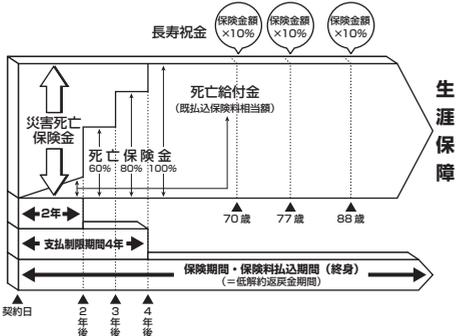
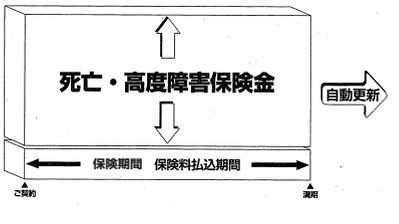
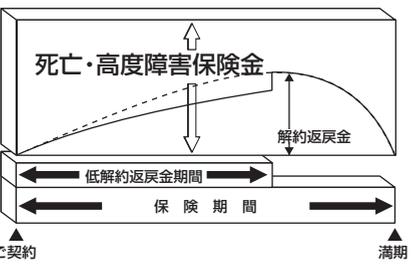
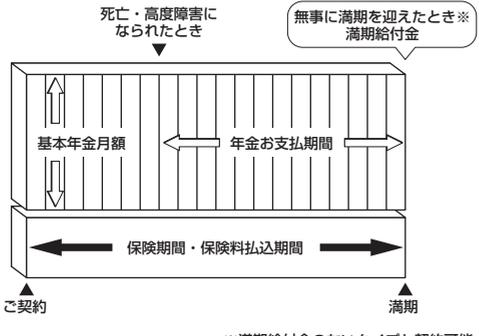
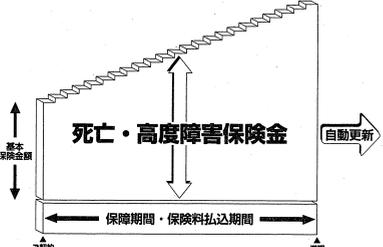
- ① 企業・団体の弔慰金・死亡退職金等の裏付けとして、福利厚生制度の充実にお役だていただくための総合福祉団体定期保険（平成8年12月）
- ② 期間の経過とともに責任が増加するというお客様のために、保険料が一定で保障額が逡増してゆく逡増定期保険（平成9年10月）
- ③ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援する5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険と無配当低解約返戻金型終身保険（平成12年5月）
- ④ 病気やケガで入院したとき、入院日数に応じて給付金を支払う無配当医療保険（平成13年1月）
- ⑤ 申込に際して告知、診査を不要とした低解約返戻金型終身保険（無選択型）（平成15年12月）
- ⑥ 保障を月額で考え、合理的な保障内容をご提供する収入保障保険（平成16年9月）
- ⑦ 解約返戻金の水準を一定期間低く設定し、これを保険料に反映させることにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援する低解約返戻金型長期定期保険（平成17年7月）

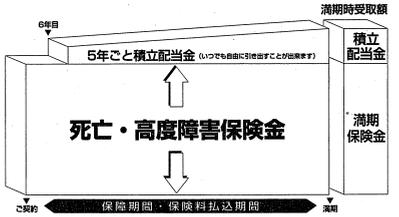
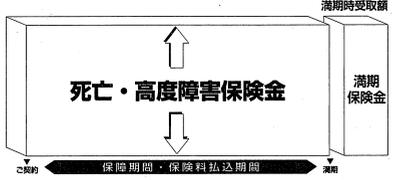
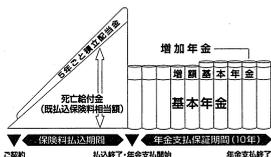
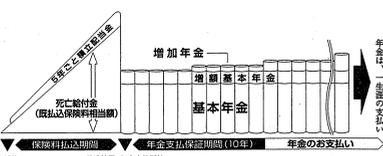
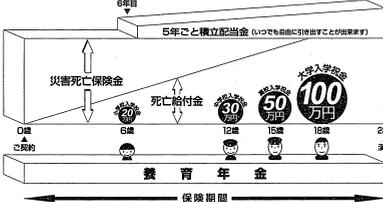
IV - 8 保険商品一覧

(1) 個人向け商品〔主契約〕

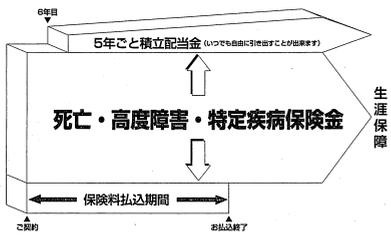
名称（保険種類）	特 長	し く み 図
<p>終身保険</p> <p>5年ごと利差配当付 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 3. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 4. 楽しみな5年ごと積立配当金 配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。 	
<p>無配当 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 3. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 	
<p>5年ごと利差配当付 低解約返戻金型 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料が割安です 低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 2. ご契約が長期間になれば有利になります 低解約返戻金期間（保険料払込期間）満了後の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金と同額となりますので、保険料が割安である分、「5年ごと利差配当付終身保険」よりも有利になります。 3. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 4. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 5. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます。 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 6. 楽しみな5年ごと積立配当金 配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。 	<p>契約例 { 40歳契約・男性 60歳保険料払込終了 保険金額 1,000万円 }</p>
<p>無配当 低解約返戻金型 終身保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険料が割安です 低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、「無配当終身保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 2. ご契約が長期間になれば有利になります 低解約返戻金期間（保険料払込期間）満了後の解約返戻金は、「無配当終身保険」の解約返戻金と同額となりますので、保険料が割安である分、「無配当終身保険」よりも有利になります。 3. 一生涯保障が続きます 保険料払込終了後も死亡・高度障害の保障は一生涯続きます。 4. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を付加し、ライフプランにあわせて、あなただけの保障プランを設計できます。 5. 保険料払込終了後の保障は、3プランから選択できます。 保険料払込期間終了後は、生涯保障をそのまま続けるか、または、年金プラン、介護保障プランを選択することができます。 	<p>契約例 { 40歳契約・男性 60歳保険料払込終了 保険金額 1,000万円 }</p>

IV 直近事業年度における事業の概況

名称（保険種類）	特 長	し く み 図
<p>終身保険</p> <p>無配当 長寿祝金支払特則付 低解約返戻金型 終身保険 (無選択型)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 満60歳から満80歳の方なら簡単に入れます 高齢で保険加入をあきらめていた方でも、ご契約いただけます。 医師の診査・告知は不要です 健康状態に関する医師の診査や告知は行いません。 また、職業の告知も求めません。 長寿の節目に祝金 死亡保障だけでなく、長寿のお祝いの時期（70歳・77歳・88歳）には生存保障として長寿祝金が受け取れます。 低解約返戻金型 終身にわたって解約返戻金を低く設定することにより、その分保険料が割安となるよう設計されています。 	<p>[支払制限期間設定特則付（支払制限期間4年）の場合]</p> 
<p>定期保険</p> <p>無配当 定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> かけ捨てタイプだから小さな負担で大きな保障 保障だけを追求したかけ捨てタイプ。一定期間の確実な保障を無理のない負担で得られます（満期保険金はありません。） ご契約は自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、ご契約を自動的に更新できます。 オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。 	
<p>無配当 低解約返戻金型 長期定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 保険料が割安です 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、「無配当定期保険」の解約返戻金の70%の水準に設定されており、その分保険料が割安となっております。 解約返戻金があります 定期保険ですが保険期間が長期のため、高い水準の解約返戻金があります。 安心の長期保障 保険期間中、長期にわたり死亡・高度障害保障が続きます。 オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。 	
<p>無配当 収入保障保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 毎月の生活費の保障が確保できます 被保険者が死亡や高度障害になった場合、年金（遺族年金・高度障害年金）を年金支払満了日まで毎月お支払いします。 満了時に満期給付金をお支払いします 「満期給付金支払特則」を付加した場合、年金の支払事由に該当することなく、保険期間満了時に生存しているときに満期給付金をお支払いします。 年金のお受取方法が選べます 年金の受取にかえて、年金の全部または一部の未支払分の現価を一時にお受取りいただくことができます。また、年金のすえ置支払を選択することができます。 オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。 	 <p>※満期給付金のないタイプも契約可能</p>
<p>無配当 増定定期保険</p>	<ol style="list-style-type: none"> 保険料は一定のまま 保障は毎年増額します 保険期間中保険料は一定のままですが、保障は一定の割合で毎年増え続けます。（満期保険金はありません。） 保険金額が増える割合の違いで2タイプあります 10%単利型（Ⅰ型）…保険金額が毎年10%単利で増加します。 5%複利型（Ⅱ型）…保険金額が毎年5%複利で増加します。 （いずれの型も、保険金額はご契約時の基本保険金額の5倍を限度に増加し、以後定額となります。） ご契約の自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、無配当定期保険として自動的に更新できます。 	<p>[10%単利型（Ⅰ型）の場合]</p> 

名称（保険種類）	特 長	しくみ図
<p>養老保険</p> <p>5年ごと利差配当付 養老保険</p>	<p>1. 保障と貯蓄のダブル機能 万一のときは死亡・高度障害保険金をお支払いし、無事に満期を迎えられたときは満期保険金をお支払いします。保障を確保しながら計画的に資金づくりができます。</p> <p>2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。</p> <p>3. 楽しみな5年ごと積立配当金 配当金は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。</p>	
<p>無配当 養老保険</p>	<p>1. 保障と貯蓄のダブル機能 万一のときは死亡・高度障害保険金をお支払いし、無事に満期を迎えられたときは満期保険金をお支払いします。保障を確保しながら計画的に資金づくりができます。</p> <p>2. オーダーメイドで保障プランを設計できます いろいろな特約を組み合わせることにより、あなただけの保障プランを設計することができます。</p>	
<p>個人年金保険</p> <p>5年ごと利差配当付 個人年金保険</p>	<p>1. 確定年金と10年保証期間付終身年金の2タイプ 確定年金 5年、10年、15年の期間、年金をお支払いするものです。被保険者が年金支払期間中に死亡した場合には、遺族に残りの期間の未払年金の現価をお支払いします。あらかじめ年金受取期間が定められているため、終身年金より保険料は安くなります。</p> <p>10年保証期間付終身年金（定額型） 年金を终身お支払いするもので、被保険者が死亡した時点で年金支払いが終了します。ただし、年金受取開始日以降10年以内に被保険者が死亡した場合には、10年までの未払年金の現価を一括お支払いします。毎年の年金額が一定の定額型と毎年の年金額が増える通増型があります。</p> <p>2. 生存保障重点型年金です 上記2タイプとも年金支払開始日前の死亡保障を仰えることにより年金額を多くするように設計してあります。</p> <p>3. 個人年金保険料控除により税金が安くなります 一定の要件を満たせば、所得税について最高50,000円、住民税について最高35,000円が毎年の所得から控除されますので、税金が安くなります。</p>	<p>〔10年確定年金〕</p>  <p>〔10年保証期間付終身年金(定額型)〕</p> 
<p>こども保険</p> <p>5年ごと利差配当付 こども保険</p>	<p>1. お子さまのご成長にあわせて、祝金がお受け取りになれます お子さまが小学校、中学校、高校、大学に入学のときに祝金がお受け取りになれますので、お子さまの学資金づくりにぴったりです。（ご契約時のお子さまの年齢が4歳～9歳の場合は、祝金の受け取りは中学校入学からとなります。）</p> <p>2. ご契約者が万一のときには、養育年金をお支払いします ご契約者が死亡・高度障害のとき、養育年金が満期までお受け取りになれます。この場合それ以降の保険料のお払込みが免除されます。</p>	<p>（お子さまの契約年齢が0歳） 基準祝金額100万円の場合）</p> 

IV 直近事業年度における事業の概況

名称（保険種類）	特 長	し く み 図
<p>疾病・医療保険</p> <p>5年ごと利差配当付 特定疾病保障 終身保険</p>	<p>1. がん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障および死亡保障を一生にわたって確保できます がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合、特定疾病保険金をお支払いします。保障期間は一生です。 ※死亡・高度障害のときは死亡・高度障害保険金をお支払いします。ただし、特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、死亡・高度障害保険金は支払われません。</p>	
<p>無配当 特定疾病保障 定期保険</p>	<p>1. がん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障および死亡保障を一定期間確保することができます がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合、特定疾病保険金をお支払いします。 ※死亡・高度障害のときは死亡・高度障害保険金をお支払いします。ただし、特定疾病保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、死亡・高度障害保険金は支払われません。</p> <p>2. ご契約の自動更新ができます 保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず所定の要件を満たせば、ご契約を自動的に更新できます。</p>	
<p>無配当 医療保険</p>	<p>1. ほとんどの病気、ケガによる入院を保障します 胃潰瘍、がん、脳いっ血、心臓病などの成人病をはじめ、交通事故など不慮の事故によるケガまで、ほとんどの病気・ケガによる入院が保障されます。</p> <p>2. 1泊2日の短期入院から最長1095日までの長期入院も保障します 1泊2日以上以上の入院なら、1日目から保障します。また、1095日型をお選びいただけますと、1回の入院につき、最高1095日まで保障しますので長期入院でも安心です。 1095日型以外に120日型または60日型をお選びいただくこともできます。</p> <p>3. 終身保障タイプと定期保障タイプがあります 一生にわたって医療保障が続けられる終身保障タイプと、一定期間の医療保障を得ることができる定期保障タイプをご用意しており、ライフプランに応じてお選びいただけます。</p> <p>4. 死亡保障を省いた分、保険料が割安です 医療保障だけほしいというニーズにおこたえて、死亡保障をなくしました。(死亡保障をお求めの場合は特約を付加して下さい) ※主たる被保険者（本人）が死亡されたときご契約は消滅します。そのときの解約返戻金はありません。</p> <p>5. 保険料の割安な解約返戻金なしタイプもございます 解約返戻金のある標準タイプに加え、保険料の割安な解約返戻金なしタイプもご選択いただけます。</p> <p>6. ご家族に保障を広げることができるように4つの型があります ●本人型 ●本人・配偶者型 ●本人・子型 ●本人・配偶者・子型（配偶者・こどもの入院給付金額は本人の60%）</p>	<p><終身保障タイプ></p>  <p><定期保障タイプ></p> 

IV 直近事業年度における事業の概況

(2) 個人向け商品〔特約〕

①死亡・高度障害の保障を大きくするための特約

利用目的	特約名	内 容
主契約の被保険者の死亡・高度障害の保障を大きくします。	平準定期保険特約	特約の保険期間中に被保険者が死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。保険期間中、保険金額は一定です。
	逓減定期保険特約	特約の保険期間中に被保険者が死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。保険金額は、1年ごとに逓減します。最終保険金額割合（初年度の保険金額に対する最終保険年度の保険金額の割合）は、所定の範囲内で60%、40%、20%のいずれかが選択できます。
	収入保障特約	被保険者が死亡・高度障害になられたとき以降、特約の保険期間の終期まで毎月年金をお支払いします。最低支払保証期間（支払事由に該当した時期にかかわらず年金のお支払を保証する期間）は、所定の範囲内で1年、2年、5年、10年の中から選択できます。
主契約の保障内容にがん・急性心筋梗塞・脳卒中に対する保障を付加します。	特定疾病保障定期保険特約	死亡・高度障害保障に加えて、被保険者ががん・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態になられたときに、特定疾病保険金をお支払いします。（特定疾病保険金のお支払いによりこの特約は消滅します。）

②災害や疾病の保障を追加するための特約

利用目的	特約名	内 容
災害による死亡・高度障害の保障を大きくします。	災害割増特約	災害（不慮の事故）で180日以内に死亡・高度障害になられたとき、または所定の感染症により死亡・高度障害になられたとき、保険金をお支払いします。
災害による死亡・身体障害の保障を大きくします。	傷 害 特 約	災害（不慮の事故）で180日以内に死亡した場合、または所定の感染症により死亡した場合には災害死亡保険金を、また、災害（不慮の事故）によって180日以内に身体に障害を受けた場合には所定の障害給付金（障害の程度に応じて災害死亡保険金の1割～10割に相当する額）をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・こどもの保険金額は本人の60%） ●本人型 ●本人・配偶者型 ●本人・子型 ●本人・配偶者・子型 （配偶者とこどもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満のこどもで、こどもは契約後に生まれるこどもも含めて何人でも保障します。）
災害による入院の保障を付加します。	災害入院特約	災害（不慮の事故）により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・こどもの入院給付金日額は本人の60%） ●入院給付金：不慮の事故で、事故の日から180日以内に5日以上継続して入院されたときにお支払いします。1事故による入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額×（入院日数－入院開始日から4日） ※疾病入院特約とあわせて付加していただけます。
病気による入院の保障を付加します。病気・災害による手術も保障します。	疾病入院特約	病気により入院したとき、または手術を受けたとき、入院給付金・手術給付金をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・こどもの入院給付金日額は本人の60%） ●入院給付金：疾病で5日以上継続して入院されたときにお支払いします。 1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も730日） 支払金額＝入院給付金日額×（入院日数－入院開始日から4日） ●手術給付金：疾病または災害（不慮の事故）による傷害で所定の手術を受けられたときにお支払いします。手術給付金は手術の都度何回でもお支払いします。 支払金額＝入院給付金日額×手術の種類に応じた所定の倍率（10倍・20倍・40倍） ※災害入院特約とあわせて付加していただけます。

IV 直近事業年度における事業の概況

利用目的	特約名	内 容
災害により入院された後の自宅療養期間(通院)に対する保障を付加します。	災害退院後療養特約	災害入院特約の入院給付金の支払われる日数が20日以上入院をされた後、退院されたときに災害療養給付金(災害入院特約の入院給付金日額の10倍に相当する額)をお支払いします。災害入院特約と同様、配偶者・子どもを被保険者に加えることができます。(配偶者・子どもの療養給付金額は本人の60%) ※災害入院特約、疾病入院特約、疾病退院後療養特約とあわせて付加していただきます。
病気により入院された後の自宅療養期間(通院)に対する保障を付加します。	疾病退院後療養特約	疾病入院特約の入院給付金の支払われる日数が20日以上入院をされた後、退院されたときに疾病療養給付金(疾病入院特約の入院給付金日額の10倍に相当する額)をお支払いします。疾病入院特約と同様、配偶者・子どもを被保険者に加えることができます。(配偶者・子どもの療養給付金額は本人の60%) ※災害入院特約、疾病入院特約、災害退院後療養特約とあわせて付加していただきます。
成人病による入院の際の保障を付加します。	成人病保障特約	5大成人病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。 ●入院給付金: 5大成人病で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。(総支払限度日数はいずれの場合も730日) 支払金額=入院給付金日額×(入院日数-入院開始日から4日) ※災害入院特約、疾病入院特約とあわせて付加していただきます。
女性特有の疾病や成人病による入院の際の保障を付加します。	女性医療特約	女性特有の疾病や成人病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・甲状腺障害・造血器の障害等)により入院されたとき、入院給付金をお支払いします。 ●入院給付金: 上記の疾患で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日・360日・730日の中から選択いただけます。(総支払限度日数はいずれの場合も730日) 支払金額=入院給付金日額×(入院日数-入院開始日から4日) ※災害入院特約、疾病入院特約とあわせて付加していただきます。
お子さまが入院されたときの保障を付加します。病気、災害による手術も保障します。	子ども医療特約	お子さまが災害(不慮の事故)や病気により入院されたとき、または手術を受けられたとき、入院給付金・手術給付金をお支払いします。 ●入院給付金: 不慮の事故や疾病で5日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払日数の限度は120日、保険期間中の総支払限度日数は730日です。 支払金額=入院給付金日額×(入院日数-入院開始日から4日) ●手術給付金: 不慮の事故や疾病で所定の手術を受けられたときお支払いします。手術給付金は手術の都度何回でもお支払いします。 支払金額=入院給付金日額×手術の種類に応じた所定の倍率(10倍・20倍・40倍) ※5年ごと利差配当付子ども保険に付加する特約です。

③ご家族の死亡・高度障害保障のための特約

利用目的	特約名	内 容
主契約の被保険者の配偶者に死亡・高度障害の保障を付加します。	配偶者定期保険特約	主契約の被保険者の配偶者の方が特約の保険期間中に死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。
主契約の被保険者のお子さまに死亡・高度障害の保障を付加します。	子ども定期保険特約	主契約の被保険者のお子さまが特約の保険期間中に死亡・高度障害状態となられたとき保険金をお支払いします。

④死亡・高度障害保障を他の保障に移行させるための特約

利用目的	特約名	内 容
終身保険の死亡・高度障害保障を年金支払に移行する場合に付加します。	5年ごと利差配当付年金支払移行特約	付加できる主契約は、5年ごと利差配当付終身保険、無配当終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険、無配当低解約返戻金型終身保険です。主契約の保険料払込終了後、かつ、契約日から一定期間経過後に付加できます。死亡・高度障害保障の一部を年金支払に変更することも可能です。
終身保険の死亡・高度障害保障を介護保障に移行する場合に付加します。	5年ごと利差配当付介護保障移行特約	付加できる主契約は、5年ごと利差配当付終身保険、無配当終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険、無配当低解約返戻金型終身保険です。主契約の保険料払込終了後、かつ、契約日から一定期間経過後に付加できます。死亡・高度障害保障の一部を介護保障に変更することも可能です。

IV 直近事業年度における事業の概況

⑤生存中に保険金を受け取れるようにするための特約

利用目的	特約名	内 容
被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき、保険金の一部または全部をお支払いします。	リビング・ニーズ特約	この特約を付加した場合、被保険者が余命6カ月以内と判断されたとき、請求により死亡保険金の一部または全部(3,000万円限度。ただし6カ月分の利息と保険料相当額を差し引きます。)を特定状態保険金として生前給付します。※主契約または特約が更新する場合を除き、主契約または特約の保険期間満了前1年以内はお取扱いできません。被保険者ご自身が保険金を請求できない特別な事情がある場合のため指定代理人請求制度があります。

(3) 各特約と主契約の組み合わせ

特約	5年ごとの差配付	終身保	5年ごとの差配付	終身保	無解約返戻金型	終身保	無定期保	無解約返戻金型	長期定期保	無通配増	無収入保障	5年ごとの差配付	養老保	無養老保	5年ごとの差配付	個人年金保	5年ごとの差配付	子ども保	5年ごとの差配付	終身保	無定期保	無解約返戻金型	終身保	(無選択型)
平準定期保険特約	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
通減定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
収入保障特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
特定疾病保障定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
災害割増特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷害特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
災害入院特約	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	×	×	×	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
疾病入院特約	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	×	×	×	※1○	※1○	※1○	※1○	※1○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
災害退院後療養特約	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	×	×	×	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
疾病退院後療養特約	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	×	×	×	※2○	※2○	※2○	※2○	※2○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
成人病保障特約	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	×	×	×	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
女性医療特約	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	×	×	×	※3○	※3○	※3○	※3○	※3○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
子ども医療特約	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
配偶者定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
子ども定期保険特約	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5年ごとの差配付年金支払移行特約	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5年ごとの差配付介護保障移行特約	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
リビング・ニーズ特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※4○	○	○	○	※4○	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) ※1. 災害入院特約と疾病入院特約はあわせて付加していただきます。

※2. 災害退院後療養特約と疾病退院後療養特約はセットで、災害入院特約・疾病入院特約を付加するご契約に付加することができます。

※3. 成人病保障特約、女性医療特約は災害入院特約・疾病入院特約を付加するご契約に付加することができます。

※4. リビング・ニーズ特約は、付加される平準定期保険特約、通減定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約のみが対象となります。

IV 直近事業年度における事業の概況

(4) 医療保険専用の特約

利用目的	特約名	内 容
退院された後の自宅療養期間に対する保障を付加します。	退院後療養特約	医療保険（主契約）の疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、退院されたときに退院療養給付金（基本退院療養給付金額の10倍に相当する金額）をお支払いします。ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・こどもの給付金額は本人の60%） <ul style="list-style-type: none"> ・本人型 ・本人・配偶者型 ・本人・子型 ・本人・配偶者・子型 （配偶者とこどもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満のこどもで、こどもは契約後に生まれるこどもも含めて何人でも保障します。）
がんに対する保障を大きくします。	がん入院特約	医療保険（主契約）の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めてがんと診断確定され、そのがんにより入院されたとき、がん入院給付金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・がん入院給付金：がんにより2日以上継続して入院されたときお支払いします。1入院についてのお支払い日数の限度は60日・120日・1095日の中から選択いただけます。（総支払限度日数はいずれの場合も1095日） 支払金額＝入院給付金日額×入院日数 ご家族にも保障を広げることができるように4つの型があります。（配偶者・こどもの給付金額は本人の60%） <ul style="list-style-type: none"> ・本人型 ・本人・配偶者型 ・本人・子型 ・本人・配偶者・子型 （配偶者とこどもの範囲は同一戸籍に記載されている配偶者と満20歳未満のこどもで、こどもは契約後に生まれるこどもも含めて何人でも保障します。）
	がん診断給付金特約	主たる被保険者（本人）が医療保険（主契約）の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に初めてがん（上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます）と診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。がん診断給付金のお支払いは1回のみとします。
一定の死亡・高度障害保障を付加します。	終身保険特約	主たる被保険者（本人）が死亡・高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。
	定期保険特約	特約の保険期間中に、主たる被保険者（本人）が死亡・高度障害状態になられたとき、保険金をお支払します。
たとえば無事故の場合の祝い金として	無事故給付金特約	主契約の主たる被保険者（本人）に対する給付金のお支払いがなく、かつ、特約の保険期間（5年間）の満了時に生存されている場合に、無事故給付金をお支払いします。

(5) 企業・団体向け商品

総合福祉団体定期保険

団体（会社・協同組合等）の定める福利厚生規程（弔慰金・死亡退職金規程等）の円滑な運営とともに、所属員（役員・従業員）の遺族および所属員の生活保障を目的とする全員加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、団体の福利厚生規程に準拠した死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

団体定期保険（Bグループ保険）

団体の所属員等（役員・従業員およびその配偶者）を被保険者とし、遺族および所属員の生活保障を目的とする任意加入型の団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

また、特約を付加することにより所属員のお子様も被保険者になります。

団体信用生命保険

賦払債務者を被保険者とし、銀行、信用保証会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわって債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

消費者信用団体生命保険

銀行、信販会社などの信用供与機関または信用保証機関をご契約者とし、その信用供与機関等と一定の利用限度額の範囲で繰り返し消費者信用の供与を受ける契約（リボルビングローン契約）を締結している消費者を被保険者とする団体生命保険です。被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、被保険者にかわってその時点の債務残高相当額をご契約者にお支払いします。

IV - 9 情報システムに関する状況

情報システムにつきましては、生保基幹系システムの基本的な運用をアウトソーシング方式によりに推進しております。

また、オンラインネットワークにつきましては、親会社である共栄火災海上保険株式会社のネットワークを活用し、オンラインリアルタイムシステムを構築しております。

端末機につきましては、当社社員が使用する端末機および共栄火災海上保険株式会社の社員が使用する端末機を全国の拠点に配備し、お客様のご要望に対し迅速かつ正確にお応えできるよう努めております。

また、お客様のご契約内容等の個人情報につきましても、厳重な管理をいたしております。

IV - 10 社会貢献活動の概況

当社では、共栄火災グループの一員として、共栄火災海上保険株式会社において実施されている様々な社会貢献活動に積極的に参加しています。

共栄火災グループを通じて全社員が取り組んでいる主な活動は以下のとおりです。

(1) 植樹活動を通じた森林保護活動

「共栄火災エコーの森友の会」に当社としても参加し、森林保護育成のために全国の国有林への植樹活動を行っています。これまで、①静岡県裾野市の愛鷹山、②佐賀県神埼郡東脊振村、③長野県長野市飯縄山、④京都府綾部市釜輪町内の植樹地に、「共栄火災エコーの森」を開設しています。

(2) チャリティ活動による国際貢献

毎年2月に共栄火災グループで実施している「バレンタイン・あげたつもり・もらったつもりチャリティ募金」に参加。平成17年は、共栄火災グループ全体で69万円を西アフリカ・マリ共和国の難民キャンプへ寄贈しました。また、毎年11月～12月に共栄火災で実施している「クリスマス物品チャリティ運動」では、共栄火災グループの社員から寄せられた衣料品、医薬品、文房具など約4,707点をマリ共和国へ寄贈しています。

(3) 使用済み切手、カード、書き損じハガキの寄贈

家庭やオフィスで無駄にすることが多かった書き損じの年賀状や使用済み切手などを集めて、各種ボランティア団体に寄贈しています。

V - 1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経 常 収 益	12,691	15,432	15,723	16,971	21,013
経 常 利 益	313	341	328	670	634
基 礎 利 益	376	454	296	732	717
当 期 純 利 益	△148	142	29	42	1
資 本 金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式の総数	200千株	200千株	200千株	200千株	200千株
総 資 産	34,916	40,161	45,387	53,326	64,400
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	24,563	29,279	35,658	43,072	54,009
貸 付 金 残 高	726	1,007	1,218	1,460	1,601
有 価 証 券 残 高	28,206	34,509	39,824	47,327	58,259
ソルベンシー・マージン比率	1,985.8%	2,359.6%	2,126.5%	2,426.5%	2,362.0%
従 業 員 数	65名	64名	59名	64名	62名
保 有 契 約 高	984,958	1,059,364	1,070,753	1,134,962	1,279,060

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

VI - 1 貸借対照表

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成16年度末	平成17年度末	年 度 科 目	平成16年度末	平成17年度末
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現金及び預貯金	3,058	3,290	保険契約準備金	44,083	55,152
預貯金	3,058	3,290	支払備金	605	614
有価証券	47,327	58,259	責任準備金	43,072	54,009
国債	20,248	32,362	契約者配当準備金	404	528
社債	23,728	21,636	代理店借	78	107
株式	919	1,920	再保険借	16	13
外国証券	1,064	915	その他負債	408	713
その他の証券	1,365	1,424	未払法人税等	154	195
貸付金	1,460	1,601	未払金	10	13
保険約款貸付	1,460	1,601	未払費用	198	196
不動産及び動産	24	15	預り金	1	1
動産	24	15	仮受金	43	306
代理店貸	3	3	退職給付引当金	1	—
再保険貸	0	34	価格変動準備金	63	76
その他資産	1,452	1,195	繰延税金負債	297	79
未収金	1,032	805	負債の部合計	44,949	56,143
前払費用	9	6	(資 本 の 部)		
未収収益	160	203	資本金	10,000	10,000
預託金	1	1	利益剰余金	△2,251	△2,250
仮払金	16	16	当期末処理損失	2,251	2,250
その他の資産	230	161	(当期純利益)	(42)	(1)
貸倒引当金	△0	△0	株式等評価差額金	628	507
			資本の部合計	8,377	8,256
資産の部合計	53,326	64,400	負債及び資本の部合計	53,326	64,400

VI 財産の状況

(平成 16 年度の注記事項)	(平成 17 年度の注記事項)
<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 動産の減価償却の方法は、定率法によっております。 なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行うこととしております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産に係わる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>8. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チャメル式又は平準純保険料式により計算しております。 なお、上記の方法により算出された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け900百万円を計上しております。</p> <p>9. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。</p> <p>10. 不動産及び動産の減価償却累計額は、56百万円であります。</p> <p>11. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額は、628百万円であります。</p> <p>12. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 前年度末現在高 423百万円 当年度契約者配当金支払額 500百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 482百万円 当年度末現在高 404百万円</p> <p>13. 担保に供されている資産の額は、112百万円であります。</p> <p>14. 外貨建資産の額は、109百万円であります。（外貨額1百万米ドル）</p> <p>15. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は19百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は108百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>17. 繰延税金資産の総額は、228百万円、繰延税金負債の総額は、356百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、170百万円です。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金115百万円、無形固定資産の償却超過額39百万円です。また、繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券評価差額287百万円です。 当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間の差異の主要な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目20.91%、評価性引当金等に係る差異15.25%です。</p> <p>18. 資本の欠損額は、2,251百万円です。</p> <p>19. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金の金額は86百万円であり、同令第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金の金額は23百万円です。</p> <p>20. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。また、当期中に満期保有目的の債券300百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>3. 動産の減価償却の方法は、定率法によっております。 なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>4. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に勘案し必要と認められる額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行うこととしております。</p> <p>6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、自己都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。 なお、当期末の残高はありません。</p> <p>7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費は税込方式によっております。 なお、資産に係わる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チャメル式又は平準純保険料式により計算しております。 なお、上記の方法により算出された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け1,400百万円を計上しております。</p> <p>10. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、利用可能期間に基づく定額法により償却しております。</p> <p>11. 当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。 なお、これによる影響額はありません。</p> <p>12. 不動産及び動産の減価償却累計額は、62百万円です。</p> <p>13. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産額は、507百万円です。</p> <p>14. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。 前年度末現在高 404百万円 当年度契約者配当金支払額 394百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 518百万円 当年度末現在高 528百万円</p> <p>15. 担保に供されている資産の額は、96百万円です。</p> <p>16. 外貨建資産の額は、0百万円です。（外貨額0百万米ドル）</p> <p>17. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は13百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は178百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>19. 繰延税金資産の総額は、405百万円、繰延税金負債の総額は、287百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、197百万円です。 繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金201百万円、保険料108百万円、無形固定資産等の償却超過額47百万円です。また、繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券評価差額287百万円です。 当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当金等に係る差異26.61%、交際費等の永久に損金に算入されない項目23.19%、住民税均等割5.66%です。</p> <p>20. 資本の欠損額は、2,250百万円です。</p> <p>21. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は3百万円であり、同令第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は90百万円です。</p> <p>22. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

VI 財産の状況

VI - 2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		年 度	
		平成16年度	平成17年度
		金 額	金 額
経 常 部	経 常 収 益	16,971	21,013
	保 険 料 等 収 入	15,479	19,633
	保 険 料	15,423	19,358
	再 保 険 収 入	55	274
	資 産 運 用 収 益	1,303	1,182
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	863	1,021
	預 貯 金 利 息	0	0
	有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	819	972
	貸 付 金 利 息	43	48
	そ の 他 利 息 配 当 金	0	0
	有 価 証 券 売 却 益	440	145
	金 融 派 生 商 品 収 益	—	15
	そ の 他 経 常 収 益	188	197
	年 金 特 約 取 扱 受 入 金	6	0
	保 険 金 据 置 受 入 金	82	196
	支 払 備 金 戻 入 額	99	—
	そ の 他 の 経 常 収 益	0	1
損 益 の 部	経 常 費 用	16,300	20,379
	保 険 金 等 支 払 金	5,114	5,684
	保 険 金	1,723	1,817
	年 給 付 金	42	52
	給 付 金	586	722
	解 約 返 戻 金	2,555	2,867
	そ の 他 返 戻 金	5	8
	再 保 険 料	201	215
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	7,414	10,945
	支 払 備 金 繰 入 額	—	8
	責 任 準 備 金 繰 入 額	7,414	10,936
	契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	0	0
	資 産 運 用 費 用	445	140
	支 払 利 息	0	1
	有 価 証 券 売 却 損	342	138
	金 融 派 生 商 品 費 用	102	—
	為 替 差 損	0	0
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	—
	そ の 他 運 用 費 用	0	0
	事 業 費	3,006	3,260
そ の 他 経 常 費 用	320	348	
保 険 金 据 置 支 払 金	77	154	
税	62	73	
減 価 償 却 費	180	120	
そ の 他 の 経 常 費 用	0	—	
	経 常 利 益	670	634
益 特 の 別 部 損	特 別 利 益	—	0
	そ の 他 特 別 利 益	—	0
	特 別 損 失	12	13
	不 動 産 動 産 等 処 分 損	1	0
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	10	13
	契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	482	518
	税 引 前 当 期 純 利 益	176	102
	法 人 税 及 び 住 民 税	167	250
	法 人 税 等 調 整 額	△ 34	△ 149
	当 期 純 利 益	42	1
前 当 期	前 期 繰 越 損 失	2,294	2,251
	期 末 処 理 損 失	2,251	2,250

VI 財産の状況

(平成 16 年度の注記事項)	(平成 17 年度の注記事項)
<p>1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 440 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 301 百万円、株式等 19 百万円、外国証券 21 百万円であります。</p> <p>3. 1 株当たりの当期純利益は、213 円 29 銭であります。</p> <p>4. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 145 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 127 百万円、外国証券 10 百万円あります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額は 20 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は 3 百万円あります。</p> <p>4. 1 株当たりの当期純利益は、6 円 01 銭あります。</p> <p>5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

VI - 3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成16年度	平成17年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	176	102
減価償却費	180	120
支払備金の増加額	△99	8
責任準備金の増加額	7,414	10,936
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	482	518
貸倒引当金の増加額	0	△0
退職給付引当金の増加額	-	△1
価格変動準備金の増加額	10	13
利息及び配当金等収入	△863	△1,021
有価証券関係損益	△97	△6
支払利息	0	1
為替差損益	△0	0
不動産動産関係損益	1	0
代理店貸の増加額	△0	△0
再保険貸の増加額	0	△33
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△137	188
代理店借の増加額	0	28
再保険借の増加額	△2	△2
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△2	264
その他	102	△15
小計	7,163	11,102
利息及び配当金等の受取額	882	1,021
利息の支払額	△0	△1
契約者配当金の支払額	△500	△394
その他	△0	△0
法人税等の支払額	△39	△209
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,505	11,517
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△33,791	△37,545
有価証券の売却・償還による収入	26,760	26,403
貸付けによる支出	△960	△897
貸付金の回収による収入	719	755
その他	△4	△0
II①小計	△7,275	△11,284
(I + II①)	(229)	(233)
不動産及び動産の取得による支出	△5	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,281	△11,285
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	223	232
VI 現金及び現金同等物期首残高	3,898	4,122
VII 現金及び現金同等物期末残高	4,122	4,354

- (注) 1. II①は資産運用活動によるキャッシュ・フローをいいます。
2. (I + II①)は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいいます。
3. 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から概ね3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

VI - 4 損失処理に関する書面

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成 16 年度	平成 17 年度
	金 額	金 額
当 期 未 処 理 損 失	2,251	2,250
次 期 繰 越 損 失	2,251	2,250

VI - 5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末	平成17年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計 (対合計比)	— (—)	— (—)
正 常 債 権	1,474	1,619
合 計	1,474	1,619

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金をいいます。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
5. 平成17年度末より、現金担保付債券貸借取引等により貸し付けた債券等を対象に含めています。なお、平成16年度末、平成17年度末ともに当該債権額はありません。

VI - 6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

VI - 7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

VI - 8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成16年度末	平成17年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	12,210	12,893
資本の部合計	7,748	7,749
価格変動準備金	63	76
危険準備金	906	1,011
一般貸倒引当金	—	—
其他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	886	715
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	2,605	3,340
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 + R_4}$ (B)	1,006	1,091
保険リスク相当額 R_1	762	838
予定利率リスク相当額 R_2	43	46
資産運用リスク相当額 R_3	549	581
経営管理リスク相当額 R_4	40	44
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,426.5%	2,362.0%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
 2. 「資本の部合計」は、貸借対照表の「資本の部合計」より「株式等評価差額金」を控除した額を記入しています。

<参考>実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成16年度末	平成17年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	54,034	64,265
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	41,186	51,617
実質資産負債差額 A (1) - (2) = (3)	12,848	12,648
満期保有目的債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	708	△ 134
実質資産負債差額 B (3) - (4) = (5)	12,140	12,782

- (注) 「実質資産負債差額A」は実質資産負債差額の算出方法を定めた「保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令」第3条及び「平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号」に基づき算出しています。
 「実質資産負債差額B」は「実質資産負債差額A」から満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したものであり、上記の規定に加えて「保険会社向けの総合的な監督指針」II-2-2-6に基づき算出しています。

VI - 9 有価証券等の時価情報

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成16年度末					平成17年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損	うち差益			うち差損		
満期保有目的の債券	20,930	21,638	708	709	1	35,370	35,236	△134	287	421
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	24,347	25,332	985	1,185	200	21,028	21,823	795	1,253	458
公 社 債	22,413	23,047	634	802	168	18,689	18,627	△61	387	449
株 式	600	919	318	330	11	1,135	1,920	784	793	8
外 国 証 券	1,030	1,064	33	52	19	901	915	14	15	0
公 社 債	1,030	1,064	33	52	19	901	915	14	15	0
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	301	△1	—	1	302	360	57	57	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	45,277	46,970	1,693	1,895	201	56,399	57,060	660	1,540	879
公 社 債	43,343	44,686	1,342	1,512	169	54,059	53,864	△195	675	870
株 式	600	919	318	330	11	1,135	1,920	784	793	8
外 国 証 券	1,030	1,064	33	52	19	901	915	14	15	0
公 社 債	1,030	1,064	33	52	19	901	915	14	15	0
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	302	301	△1	—	1	302	360	57	57	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。

時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	平成16年度末	平成17年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	1,064	1,064
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	1,064	1,064
合 計	1,064	1,064

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

当社の利用しているデリバティブ取引は、債券店頭オプション取引であります。

資産運用にあたり、金利リスクを負う現物資産の一部をリスクヘッジすることを目的に、デリバティブ取引を活用しております。

取引内容は市場リスクと信用リスクを伴うことから、取引限度等を社内規定で定めております。また、管理にあたりフロントとバックとの牽制ができる仕組みとし、さらに、リスクの状況は、現物資産とともにリスク管理委員会に定期報告する体制になっております。

2. 定量的情報

平成 17 年度末には、取引残高はありません。

VI - 10 経常利益等の明細 (基礎利益)

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度
基礎利益 A	732	717
キャピタル収益	440	161
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	440	145
金融派生商品収益	—	15
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	445	138
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	342	138
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	102	—
為替差損	0	0
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	△5	22
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	726	739
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	56	105
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	56	105
個別貸倒引当金繰入額	0	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△56	△105
経常利益 A+B+C	670	634

<参考>基礎利益の内訳 (三利源)

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
基礎利益(①+②+③+④)	732	717
① 費差損益	△ 690	△ 671
② 死差損益	1,875	2,003
③ 利差損益	5	20
④ その他	△ 457	△ 634

- (注) 1. 「費差損益」は予定した事業費と実際に支出した事業費等の額との差から生じる利益(△は損)です。
2. 「死差損益」は予定した保険金・給付金と実際に発生した支払額との差から生じる利益(△は損)です。
3. 「利差損益」は予定した運用収益と実際の運用収益との差から生じる利益(△は逆ざや)です。
4. 「その他」の主な内訳は保険業法上の標準責任準備金積立に向けて繰入れた額です。

VI - 11 計算書類等についての会計監査人による監査

平成 17 年度の計算書類等については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 2 条に基づき、会計監査人である新日本監査法人による監査を受けており、また、同監査法人より適法意見の監査報告書を受領しております。

VI - 12 財務諸表についての代表者による確認

平成 17 年度における財務諸表作成については、当社代表取締役が「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「保険業法施行規則」等の関係諸法令に準拠し、適正に表示されていること及び内部監査が有効に機能していることを確認しております。

Ⅶ - 1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

収益面では保険料等収入が196億33百万円、資産運用収益が11億82百万円、その他経常収益が1億97百万円となり、経常収益は210億13百万円となりました。

一方、費用面では保険金等支払金が56億84百万円、責任準備金等繰入額が109億45百万円、資産運用費用が1億40百万円、事業費が32億60百万円、その他経常費用が3億48百万円となり、経常費用は203億79百万円となりました。

なお、責任準備金等繰入額については、標準責任準備金の達成に向けて、5年チルメル式により計算された額に5億円を追加して積立てました。

以上の結果、経常利益は6億34百万円となりました。これに契約者配当準備金繰入額、法人税等調整額等を加算減算した当期純利益は1百万円となりました。

また、資産面につきましては、年度末総資産が110億73百万円増の644億円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：件、百万円、%)

	平成16年度末				平成17年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	76,827	103.8	704,836	103.9	81,064	105.5	748,801	106.2
個人年金保険	10,976	146.4	33,230	133.0	15,709	143.1	44,962	135.3
団体保険	-	-	396,895	107.9	-	-	485,296	122.3

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：件、百万円)

	平成16年度				平成17年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	10,924	114,887	114,887	-	11,616	128,314	128,314	-
個人年金保険	3,976	10,020	10,020	-	5,433	13,731	13,731	-
団体保険	-	5,325	5,325	-	-	79,422	79,422	-

(注) 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

(保有契約)

(単位：百万円、%)

区 分	平成 16年度末		平成 17年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	9,602	102.6	10,017	104.3
個 人 年 金 保 険	1,616	147.7	2,326	144.0
合 計	11,218	107.3	12,344	110.0
うち医療保障・ 生前給付保障等	2,001	98.6	1,996	99.7

(新契約)

(単位：百万円、%)

区 分	平成 16年度		平成 17年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	1,241	88.6	1,388	111.9
個 人 年 金 保 険	576	118.4	805	139.7
合 計	1,818	96.3	2,194	120.7
うち医療保障・ 生前給付保障等	195	67.6	194	99.2

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		平成16年度	平成17年度	
死亡保障	普通死亡	個人保険	700,617	744,339
		個人年金保険	-	-
		団体保険 その他共計	396,870 1,097,488	485,273 1,229,613
	災害死亡	個人保険	(122,538)	(123,060)
		個人年金保険	(106)	(112)
		団体保険 その他共計	(8,088) (130,733)	(9,183) (132,356)
その他の条件付死亡	個人保険	(-)	(-)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険 その他共計	(-)	(-)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	4,219	4,461
		個人年金保険	32,901	44,534
		団体保険 その他共計	- 37,120	- 48,996
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(4,468)	(6,144)
		団体保険 その他共計	(2) (4,470)	(2) (6,146)
その他	個人保険	-	-	
	個人年金保険	329	427	
	団体保険 その他共計	24 353	23 450	
入院保障	災害入院	個人保険	(261)	(258)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険 その他共計	(24) (286)	(25) (285)
	疾病入院	個人保険	(261)	(258)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険 その他共計	(-) (262)	(-) (259)
その他の条件付入院	個人保険	(236)	(227)	
	個人年金保険	(0)	(0)	
	団体保険 その他共計	(-) (236)	(-) (228)	

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 低解約返戻金型終身保険(無選択型)の災害死亡保障は普通死亡保障部分に計上しました。
3. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
4. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
5. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
6. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
7. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成16年度	平成17年度
障 害 保 障	個人保険	14,499	14,578
	個人年金保険	10	11
	団体保険	43,434	54,734
	その他共計	57,943	69,323
手 術 保 障	個人保険	48,715	47,953
	個人年金保険	283	275
	団体保険	-	-
	その他共計	48,998	48,228

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成16年度	平成17年度
死 亡 保 険	終 身 保 険	125,592	128,533
	定 期 保 険	216,591	276,525
	そ の 他 共 計	679,909	724,661
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	17,356	16,738
	生 存 給 付 金 付 定 期 特 約	3,351	2,939
	そ の 他 共 計	24,927	24,140
生 存 保 険		-	-
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	33,230	44,962
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	61,982	61,929
	傷 害 特 約	57,523	58,010
	災 害 入 院 特 約	223	217
	疾 病 特 約	223	217
	成 人 病 特 約	5	5
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	231	222

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	74,031	678,091	76,827	704,836
新 契 約	10,924	114,887	11,616	128,314
更 新	43	541	42	243
復 活	755	7,675	765	10,985
保 険 金 額 の 増 加	595	767	682	737
転 換 に よ る 増 加	-	-	-	-
そ の 他 の 異 動 に よ る 増 加	2	69	-	-
死 亡	133	1,021	160	1,167
満 期	155	1,124	116	716
保 険 金 額 の 減 少	699	10,389	2,786	11,417
転 換 に よ る 減 少	-	-	-	-
解 約	6,476	65,100	6,010	60,078
失 効	2,137	19,440	1,868	22,793
そ の 他 の 異 動 に よ る 減 少	27	117	32	142
年 末 現 在	76,827	704,836	81,064	748,801
(増 加 率)	(3.8)	(3.9)	(5.5)	(6.2)
純 増 加	2,796	26,745	4,237	43,964
(増 加 率)	(67.9)	(-)	(51.5)	(64.4)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	7,497	24,976	10,976	33,230
新 契 約	3,976	10,020	5,433	13,731
新 復 活	21	82	12	29
金 額 の 増 加	2	4	—	0
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	22	199	19	196
死 亡	4	8	12	32
支 払 満 了	7	96	3	46
金 額 の 減 少	6	22	2	4
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	446	1,560	635	1,845
失 効	69	284	69	213
その他の異動による減少	14	81	12	82
年 末 現 在 (増 加 率)	10,976 (46.4)	33,230 (33.0)	15,709 (43.1)	44,962 (35.3)
純 増 加 (増 加 率)	3,479 (4.2)	8,253 (15.0)	4,733 (36.0)	11,731 (42.1)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	5,148,046	367,685	4,863,284	396,895
新 契 約	1,652	5,325	122,811	79,422
新 更 新	230,622	151,805	214,960	133,511
中 途 加 入	272,410	48,368	162,815	40,836
保 険 金 額 の 増 加	2,520	889	2,437	1,873
その他の異動による増加	2,986	49,885	1,042	28,440
死 亡	15,715	561	15,983	659
満 期	235,628	153,379	216,562	129,146
脱 退	457,934	28,967	448,669	30,748
保 険 金 額 の 減 少	346,197	8,099	92,639	9,173
解 約	81,695	35,151	8,248	25,650
失 効	44	427	—	—
その他の異動による減少	1,416	478	202	304
年 末 現 在 (増 加 率)	4,863,284 (△ 5.5)	396,895 (7.9)	4,675,248 (△ 3.9)	485,296 (22.3)
純 増 加 (増 加 率)	△ 284,762 (—)	29,209 (108.0)	△ 188,036 (—)	88,401 (202.6)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 個人保険・個人年金保険の契約者配当金

イ. 配当の対象となる保険種類

当社が販売している個人保険には、契約者配当の有無により、無配当保険と5年ごと利差配当付保険とがあります。このうち、契約者配当の対象となる5年ごと利差配当付保険を具体的に列挙すると、次のとおりです。

- ・ 5年ごと利差配当付終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付養老保険
- ・ 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・ 5年ごと利差配当付こども保険
- ・ 5年ごと利差配当付個人年金保険

ロ. 配当のしくみ

5年ごと利差配当付保険については、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合にご契約後5年ごとに配当金としてお支払いします。

このために、当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、契約者配当準備金を積み立てます。なお、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。

契約者配当準備金は、契約者配当金としてお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動（増減）し、契約者配当金をお支払いできないこともあります。

ハ. 平成17年度決算による契約者配当金

平成17年度決算による「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付養老保険」について契約者配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の場合

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	契約者配当金
平成8年10月1日	2.90%	10年	18,351円	0円
平成13年10月1日	1.65%	5年	25,149円	702円

〈例2〉5年ごと利差配当付養老保険の場合

30歳加入、60歳満期、全期払込、男性、年払、保険金100万円

契約日	予定利率	経過年数	保険料	契約者配当金
平成8年10月1日	2.90%	10年	26,555円	0円
平成13年10月1日	1.65%	5年	31,436円	909円

- (注) 1. 経過年数とは平成18年10月1日における経過年数を示します。
 2. 上記契約者配当金は、責任準備金に利差益配当率を乗じて計算された額です。
 ただし、利差益配当率＝配当基準利回り－予定利率 です。
 3. 利差配当付個人保険および利差配当付年金保険の配当基準利回り

平成16年度	平成17年度
1.90%	1.80%

例示契約以外につきましても、上記の配当基準利回りに基づき契約者配当準備金を積立てています。

なお、契約者配当準備金は契約者配当金として確定したものではなく、今後の運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険の契約者配当金

団体定期保険等の団体保険におきましては、商品の特性に応じて契約者配当準備金を積み立て、満期時に、当社所定の方法により契約者配当金をお支払いします。

Ⅶ - 2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率 (単位：%)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度
個 人 保 険	3.9	6.2
個 人 年 金 保 険	33.1	35.4
団 体 保 険	7.9	22.3

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度
新契約平均保険金	10,516	11,046
保有契約平均保険金	9,174	9,237

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

(3) 新契約率 (対年度始) (単位：%)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度
個 人 保 険	16.9	18.2
個 人 年 金 保 険	40.5	41.7
団 体 保 険	1.4	20.0

(注) 転換契約は含みません。

(4) 解約失効率 (対年度始) (単位：%)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度
個 人 保 険	11.9	10.6
個 人 年 金 保 険	7.2	6.2
団 体 保 険	11.6	8.3

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

（単位：円）

平成 16 年度	平成 17 年度
10,258	10,972

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
平成 16 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1.50%	1.38%	1.78%	1.71%

（注）1. %は、|分子/分母|×1000の数値です。

2. 発生率は、死亡/|(年始保有+年末保有+死亡)/2|で計算しました。

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.54%	0.11%
	金 額	0.75%	0.16%
障 害 保 障 契 約	件 数	0.14	0.00
	金 額	0.03	0.00
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	5.20	4.89
	金 額	171.90	141.48
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	28.59	30.59
	金 額	615.74	592.82
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	8.62	19.61
	金 額	160.14	261.04
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	20.94	23.68
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	-	-

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

平成 16 年度	平成 17 年度
19.5	16.8

Ⅶ - 3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成16年度	平成17年度
保 険 金	死 亡 保 険 金	313	305
	災 害 保 険 金	2	1
	高 度 障 害 保 険 金	12	15
	満 期 保 険 金	0	—
	そ の 他	—	—
	小 計	329	322
年 金		—	—
給 付 金		88	95
解 約 返 戻 金		186	196
保 険 金 据 置 支 払 金		0	0
そ の 他 共 計		605	614

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成15年度末残高	平成16年度末残高	平成17年度末残高
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	30,115	35,096	43,145
	個人年金保険	4,647	7,019	9,798
	団 体 保 険	46	51	54
	そ の 他	—	—	—
	小 計	34,808	42,166	52,997
危 険 準 備 金		849	906	1,011
合 計		35,658	43,072	54,009

(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成16年度末	平成17年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	5年チルメル式 (ただし、一部の契約は 平準純保険料式)	5年チルメル式 (ただし、一部の契約は 平準純保険料式)
	標準責任準備金 対象外契約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		97.1%	98.7%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	31,162	1.85%～3.10%
2001年度	3,887	1.15%～1.75%
2002年度	3,997	1.15%～1.75%
2003年度	4,386	1.15%～1.75%
2004年度	3,647	1.15%～1.75%
2005年度	5,861	1.15%～1.75%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(4) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	合 計
平成 16 年度	前年度末現在	33	14	375	423
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	2	0	498	500
	当年度繰入額	1	17	463	482
	当年度末現在	33 (21)	31 (6)	340 (—)	404 (28)
平成 17 年度	前年度末現在	33	31	340	404
	利息による増加	0	0	—	0
	配当金支払による減少	1	0	391	394
	当年度繰入額	4	26	486	518
	当年度末現在	36 (21)	57 (6)	435 (—)	528 (28)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(5) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	0	0	△0
	特定海外債権引当金	—	—	—
退職給付引当金	1	—	△1	
価格変動準備金	63	76	13	

(注) 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記に記載しているため、省略します。

(6) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(7) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		10,000	—	—	10,000	
うち既 発行株式	普通株式	(200千株) 10,000	(-株) —	(-株) —	(200千株) 10,000	
	計	10,000	—	—	10,000	
資本剰余金	(資本準備金)	—	—	—	—	
	(その他資本剰余金) (種類)	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	

(8) 利益準備金及び任意積立金明細表

該当ありません。

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
個 人 保 険	11,087	14,461
(うち一時払)	417	3,567
(うち年払)	1,085	1,112
(うち半年払)	40	41
(うち月払)	9,544	9,739
個 人 年 金 保 険	2,790	3,265
(うち一時払)	1,658	1,592
(うち年払)	113	169
(うち半年払)	5	5
(うち月払)	1,011	1,498
団 体 保 険	1,546	1,631
そ の 他 共 計	15,423	19,358

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成17年度 合 計	平成16年度 合 計
死 亡 保 険 金	821	—	877	1,698	1,525
災 害 保 険 金	10	—	1	11	50
高 度 障 害 保 険 金	12	—	30	43	46
満 期 保 険 金	63	—	—	63	102
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	907	—	909	1,817	1,723

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成17年度 合 計	平成16年度 合 計
21	28	2	52	42

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	平成17年度 合 計	平成16年度 合 計
死 亡 給 付 金	4	14	—	18	3
入 院 給 付 金	210	0	3	215	232
手 術 給 付 金	116	0	—	117	107
障 害 給 付 金	—	—	0	0	4
生 存 給 付 金	250	0	—	250	143
そ の 他	23	—	—	23	94
合 計	605	16	3	624	586

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	平成17年度 合 計	平成16年度 合 計
2,617	250	—	2,867	2,555

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
動 産	77	10	62	15	80.2
そ の 他	805	110	647	157	80.4
合 計	883	120	710	173	80.4

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
営 業 活 動 費	950	1,041
営 業 管 理 費	29	18
一 般 管 理 費	2,027	2,200
合 計	3,006	3,260

(16) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
国 税	11	10
消 費 税	6	4
印 紙 税	5	5
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	51	63
地 方 消 費 税	1	1
法 人 事 業 税	48	61
固 定 資 産 税	0	0
事 業 所 税	0	0
そ の 他 の 地 方 税	—	0
合 計	62	73

(17) リース取引

該当ありません。

Ⅶ - 4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 平成 17 年度の資産の運用状況

イ. 運用環境

平成 17 年度は本邦景気の踊り場からの脱却がテーマとなりましたが、8 月の政府・日銀による脱「踊り場」宣言等を背景に景気再拡大に対する期待が昂進し、3 月には日銀による量的緩和政策が解除されました。

かかる状況を反映して、国内株式市場においては TOPIX、日経平均ともに 4 月下旬に安値をつけましたが、郵政民営化法案否決、衆院解散を契機に上昇基調が継続し、年度末日経平均は 17,000 円台で終了しました。

長期金利については、原油高騰を受けた米国の債券高の波及等で 6 月下旬には 10 年国債利回りが 1.2 % を下回りましたが、国内景気回復期待や日銀の量的緩和解除も意識される中、長期金利は緩やかな上昇基調となり、年度末は 1.7 % 台で終了しました。

円相場については、米国の景気不透明感や人民元切上げ観測を背景に 5 月上旬に 104 円台を記録した後は、主として日米金利差を手掛かりに円安基調となり、年度末は 117 円台で終了しました。

ロ. 当社の運用方針

資金の性格に鑑み、安全性を基本としつつ、長期、安定的な収益を確保できる資産構築を目指し、国内公社債への投資を軸とした運用方針としました。

市場動向やリスク許容度を勘案し、外貨建資産については投資を控え、国内株式については残高を若干増加させました。また、低金利下における利配収入を補うべく、マーケットリスクに留意しつつ保有資産を背景としたオプション取引を一部活用するとともに、適宜保有資産の売却も実施し実質収益の拡大を図りました。

金融環境の変化に対応し、効率的運用を行うと同時に、資産の健全性を高めるよう努めております。

ハ. 運用実績の概況

平成 17 年度末の一般勘定資産（総資産）は、前年度末から 11,073 百万円増加し、64,400 百万円となりました。主な内訳は公社債の 53,998 百万円で、総資産構成比 83.8 % であります。

資産運用収益は、利息及び配当金収入が 1,021 百万円、収益全体では 1,182 百万円となりました。一方、資産運用費用は 140 百万円となり、資産運用損益合計では 1,041 百万円となりました。

平成 17 年度末の含み損益（時価と帳簿価額との差損益）は、660 百万円（主な内訳は株式 784 百万円、公社債△ 195 百万円）となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	3,058	5.7	3,290	5.1
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	47,327	88.7	58,259	90.5
公 社 債	43,977	82.5	53,998	83.8
株 式	919	1.7	1,920	3.0
外 国 証 券	1,064	2.0	915	1.4
公 社 債	1,064	2.0	915	1.4
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	1,365	2.6	1,424	2.2
貸 付 金	1,460	2.7	1,601	2.5
保険約款貸付	1,460	2.7	1,601	2.5
一般貸付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	1,481	2.8	1,248	1.9
貸 倒 引 当 金	△0	△0.0	△0	△0.0
合 計	53,326	100.0	64,400	100.0
うち外貨建資産	109	0.2	0	0.0

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
現預金・コールローン	223	231
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	7,502	10,932
公 社 債	7,486	10,020
株 式	281	1,000
外 国 証 券	△104	△148
公 社 債	△104	△148
株 式 等	—	—
その他の証券	△161	59
貸 付 金	241	141
保険約款貸付	241	141
一般貸付	—	—
不 動 産	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	△28	△232
貸 倒 引 当 金	△0	0
合 計	7,938	11,073
うち外貨建資産	△118	△109

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成16年度末	平成17年度末
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
公 社 債	2.01	2.00
株 式	2.65	1.94
外 国 証 券	1.10	1.77
貸 付 金	3.24	3.24
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.75	1.83

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
現預金・コールローン	3,505	3,495
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
公 社 債	39,758	47,596
株 式	466	845
外 国 証 券	1,154	1,025
貸 付 金	1,331	1,495
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	48,889	57,032
うち海外投融資	1,154	1,025

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
利息及び配当金等収入	863	1,021
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	440	145
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	15
為替差益	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	1,303	1,182

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
支 払 利 息	0	1
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	342	138
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	102	—
為 替 差 損	0	0
貸倒引当金繰入額	0	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	0	0
合 計	445	140

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	819	972
公 社 債 利 息	767	919
株 式 配 当 金	9	16
外国証券利息配当金	34	29
貸 付 金 利 息	43	48
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	863	1,021

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
国 債 等 債 券	440	145
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	440	145

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
国 債 等 債 券	301	127
株 式 等	19	—
外 国 証 券	21	10
そ の 他 共 計	342	138

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	—

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	20,248	42.8	32,362	55.5
地 方 債	—	—	—	—
社 債	23,728	50.1	21,636	37.1
うち公社・公団債	2,453	5.2	2,004	3.4
株 式	919	1.9	1,920	3.3
外 国 証 券	1,064	2.2	915	1.6
公 社 債	1,064	2.2	915	1.6
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	1,365	2.9	1,424	2.4
合 計	47,327	100.0	58,259	100.0

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合 計
国 債	—	509	—	—	4,280	15,459	20,248
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	517	477	1,484	856	7,802	12,591	23,728
株 式						919	919
外 国 証 券	—	637	—	213	—	213	1,064
公 社 債	—	637	—	213	—	213	1,064
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,365	1,365
合 計	517	1,623	1,484	1,069	12,082	30,549	47,327

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めのないも のを含む)	合 計
国 債	201	—	—	289	5,307	26,563	32,362
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	152	833	1,536	1,746	6,649	10,718	21,636
株 式						1,920	1,920
外 国 証 券	204	308	203	—	—	199	915
公 社 債	204	308	203	—	—	199	915
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	1,424	1,424
合 計	558	1,141	1,739	2,036	11,957	40,826	58,259

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成16年度末	平成17年度末
公 社 債	1.99	2.01
外 国 公 社 債	2.95	2.69

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末		平成17年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	
製 造 業	食料品	55	6.0	65	3.4
	繊維製品	13	1.5	23	1.2
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	57	6.3	110	5.7
	医薬品	255	27.8	335	17.5
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	113	12.3	396	20.6
輸送用機器	79	8.7	233	12.2	
精密機器	—	—	—	—	
その他製品	11	1.3	104	5.5	
電気・ガス業	34	3.7	39	2.1	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸運業	49	5.4	69	3.6
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情報・通信業	94	10.2	105	5.5
商 業	卸売業	—	—	—	—
	小売業	94	10.2	139	7.3
金 融 ・ 保 険 業	銀行業	—	—	—	—
	証券、商品先物取引業	60	6.5	168	8.7
	保険業	—	—	—	—
	その他金融業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	
サービス業	—	—	127	6.6	
合 計	919	100.0	1,920	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末残高	平成17年度末残高
保 険 約 款 貸 付	1,460	1,601
契 約 者 貸 付	1,004	1,117
保 険 料 振 替 貸 付	456	484
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1,460	1,601

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 不動産及び動産明細表

① 不動産及び動産の明細

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率	
平成16年度	動 産	34	5	1	12	24	56	69.2
	合 計	34	5	1	12	24	56	69.2
平成17年度	動 産	24	1	0	10	15	62	80.2
	合 計	24	1	0	10	15	62	80.2

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合です。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

該当ありません。

(24) 不動産動産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 不動産動産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
動 産	1	0
合 計	1	0

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	109	10.2	—	—
株 式	—	—	—	—
現 預 金・その他	—	—	—	—
小 計	109	10.2	—	—

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	—	—	—	—
現 預 金・その他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—

Ⅶ 業務の状況を示す指標等

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	955	89.8	915	100.0
小 計	955	89.8	915	100.0

ニ. 合 計

(単位：百万円、%)

海外投融资	1,064	100.0	915	100.0
-------	-------	-------	-----	-------

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末									
	外国証券				公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率		
北 米	109	10.2	109	10.2	—	—	—	—		
ヨーロッパ	532	50.1	532	50.1	—	—	—	—		
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—		
ア ジ ア	213	20.1	213	20.1	—	—	—	—		
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—		
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—		
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際機関	208	19.6	208	19.6	—	—	—	—		
合 計	1,064	100.0	1,064	100.0	—	—	—	—		

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度末									
	外国証券				公 社 債		株 式 等		非居住者 貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率		
北 米	—	—	—	—	—	—	—	—		
ヨーロッパ	511	55.9	511	55.9	—	—	—	—		
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—		
ア ジ ア	199	21.8	199	21.8	—	—	—	—		
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—		
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—		
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際機関	204	22.4	204	22.4	—	—	—	—		
合 計	915	100.0	915	100.0	—	—	—	—		

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	109	100.0	—	—
合 計	109	100.0	—	—

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成16年度	平成17年度
1.10	1.77

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却 累 計 額	期末残高	摘 要
無形固定資産	4	—	—	—	4	
繰 延 資 産	805	41	—	647	157	税法上の繰延資産
そ の 他	0	—	—	—	0	
合 計	810	41	—	647	162	

Ⅶ - 5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の勘定はすべて一般勘定で、前記Ⅶ-9のとおりです。

VIII - 1 リスク管理体制について

生命保険事業を取り巻く環境の変化とともに、経営上のリスクは多様化・複雑化しています。当社では経営の健全性を確保するためには保険引受・資産運用・流動性・事務・システムなどの各種リスクを的確に把握し、管理することが必須であるとの認識に立ち、取締役会においてリスク管理の方針を決定し、リスク管理体制を構築しております。

具体的には、経営上の各種リスクを統括管理する体制を実現する目的で、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、各リスクを管理する部門として保険引受リスク管理部、運用リスク管理部、事務リスク管理部、システムリスク管理部を設置しております。各リスク管理部門においては、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理が行えるようリスク管理体制の徹底を図っております。

また、会社法の定めによる監査役3名が取締役の業務執行に対して監査にあたっているほか、会計に関する事項については、会計監査人である新日本監査法人の会計監査を受けております。このほか、監査部による内部監査を通じて業務の適正化と効率化に努めており、業務管理体制の強化に取り組んでおります。

将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックするために、金利水準、死亡指数等に一定のストレスをかけた将来収支予測による管理を実施しております。2005年度におきましては、金利水準、失効・解約率、保険事故発生率にそれぞれ一定の負荷をかけた3種類のストレステストを実施しております。

ストレステストの結果につきましては、保険引受リスク管理部で審議し、リスク管理委員会に報告する体制としており、経営に重大な影響を与えることが予測される場合には、必要な措置を講ずることによって経営の安定を図ることとしております。

VIII - 2 コンプライアンス（法令等遵守）推進体制について

コンプライアンスとは法令だけにとどまらずに、社会一般の倫理・ルールや社内規定などを確実に遵守することであり、その目的は当社の事業運営を維持し、お客様の信頼にお応えすることです。そのため、当社では、社会・公共性の高い生命保険業を営む会社として、社会からの信頼を得、事業を展開していくうえで、コンプライアンスの重要性を認識し、コンプライアンス推進体制を構築しております。

(1) 法令等遵守に係わる基本方針

役員・社員は、保険事業が高い公共性を有し、広く社会・経済に貢献するという重大な責務を負っているとの認識のもと、自己責任原則に基づき、法令・定款・社会規範および社内規定等を厳格に遵守し、公平かつ公正な事業運営を行います。

(2) 推進体制

役員・社員に対して法令をはじめ社会一般に求められる倫理やモラル、社内の諸規定を含めたルールの徹底を図る目的で社長を委員長とする「法令遵守委員会」を設置しています。また、各部におけるコンプライアンスを徹底し、取組を円滑に進めるためにコンプライアンス推進担当者を配置し、コンプライアンス推進担当者をメンバーとする「法令遵守部会」を設け、コンプライアンス推進に係る法令遵守委員会からの検討事項に関する案の策定等を行っております。各部においては、的確な業務運営を行うべくコンプライアンスを前提とした各施策が実施されるようチェックしてコンプライアンスを推進しております。

Ⅷ - 3 個人データ保護について

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや（社）生命保険協会の指針を遵守し、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理についても適切な措置を講じております。

当社では、個人情報の適正な取扱いに関して「共栄火災しんらい生命個人情報保護指針（プライバシーポリシー）」を以下のとおり定めております。

共栄火災しんらい生命個人情報保護指針（プライバシーポリシー）

～当社の個人情報に関する取り扱いについて～

2005年4月1日実施

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また生命保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや（社）生命保険協会の指針（生命保険業における個人情報保護のための取扱指針）を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び（社）生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し改善いたします。

I. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

II. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、下記の目的に必要な範囲内で利用します。また、利用目的は、ホームページ等により公表するほか、重要事項説明書等に掲載します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に、原則として書面等により通知し、またはホームページ等により公表します。その他の目的に利用することはありません。

- (1) 当社の商品の販売・サービスの提供、契約の維持・管理。当社の商品・サービスは次のとおりです。
 - 生命保険及びこれに付帯・関連するサービス
- (2) 当社のグループ会社・提携先企業における商品・サービス（損害保険、セミナー、コンサルテーション）の案内・提供
 - *当社のグループ会社…共栄火災海上保険株式会社、共栄火災損害調査株式会社、共栄火災オフィスサービス株式会社、株式会社共栄セイフティ・ライフ・システムズ、英国共栄火災海上保険株式会社
 - *提携先企業…現在、お客様の個人情報を同意なく提供している提携先企業等はありません。
- (3) 保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます）
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 代理店等販売網の新設・維持管理、社員採用等に関する業務
- (6) その他保険に関連・付随する業務
- (7) グループ会社との共同利用

当社は、当社のグループ会社及び提携先企業が取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

①個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容

②管理責任者：当社

(8) 情報交換制度

①保険契約等に関する情報の共同利用制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また不正な保険金請求を防止するために生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては（社）生命保険協会のホームページ（<http://www.seiho.or.jp> 契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度）をご覧ください。

②生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度

当社は、生命保険代理店・募集人等の適切な監督や当社の職員採用等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。

また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、（社）生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。

詳細につきましては、（社）生命保険協会のホームページ（<http://www.seiho.or.jp> 募集人登録情報照会制度、合格情報照会制度、退社者情報登録制度）をご覧ください。

III. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- 法令に基づく場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合
- 生命保険会社等との間で共同利用を行う場合

Ⅳ. 信用情報の取り扱い

当社は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用しません。

Ⅴ. センシティブ情報の取り扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 に基づき、次の場合を除き、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下「センシティブ情報」といいます）を取得、利用または第三者に提供しません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、原則として書面による本人の同意に基き、業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者に提供する場合
- (2) 上記のほか、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 6 条第 1 項各号に掲げる場合

Ⅵ. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

Ⅶ. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等または利用停止等に関するご請求については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式に必要事項をご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。なお、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。詳細につきましては、当社の「保有個人データに関する事項」をご覧ください。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

Ⅷ. お問い合わせ先窓口

当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取り扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は下記までお問い合わせください。

……………<お問い合わせ先>……………

共栄火災しんらい生命保険株式会社 契約サービス部お客様サービス室
フリーダイヤル：0120-700651（受付時間：平日 9：00～17：00）

当社は、認定個人情報保護団体である（社）生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

……………<お問い合わせ先>……………

（社）生命保険協会 生命保険相談室
電 話：03-3286-2648
〒100-0005 東京都中央区丸の内 3-4-1 新国際ビル 3 階
受付時間：9：00～17：00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp>

Ⅸ. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

なお、安全管理措置に関するご質問については、上記Ⅷの当社のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

Ⅷ - 4 勧誘方針について

当社では、お客様のご期待にお応えできるより良い商品・サービスを提供し、お客様からの信頼にお応えするために勧誘方針を次のように定めました。

1. ライフスタイルに合ったより良い商品・サービスを提供いたします。

お客様のライフスタイルに合ったより良い商品・サービスの提供を行うために、勧誘にあたってはコンサルティング活動を通じて、適切な情報の提供をするとともに、お客様のご意向と実情に配慮した勧誘を行います。

2. 契約内容を十分に説明し、ご理解いただいた上でご契約いただきます。

お客様への勧誘に際しては、お客様のご意向に沿って、ご無理のない時間・場所等十分な配慮に努めます。また、お客様からご契約のお申込み等をお受けする際には、ご契約に関する重要事項を書面で説明し、ご理解、ご納得していただいた上でご契約いただきます。

3. お客様のプライバシー保護に十分配慮いたします。

お客様の情報は、原則としてお客様本人の同意がある場合、あるいは法令の規定が必要な場合以外は開示しません。なお、お客様ご本人から情報の開示について要請を受けた時は、ご本人であることを確認させていただいた上で情報開示を行なう等、お客様のプライバシー保護には十分配慮します。

4. 募集ルールに合った適正な販売を行います。

金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法等、各種法令等を遵守して適正な販売を行います。

事実でない情報をお伝えしたり、将来において不確定なことがらについて断定的な説明は行いません。

IX. 特別勘定に関する指標等

本項目は該当ありません。

X. 保険会社及びその子会社等の状況

本項目は該当ありません。

共栄火災しんらい生命保険株式会社

本社 〒 179-0075 東京都練馬区高松 5-8-20

T E L 03-5372-2100 (代表)

URL <http://www.Kyoeikasai.co.jp/SS/top.htm>

本冊子は保険業法第 111 条に基づき作成しております。

発行 経営企画部 TEL 03 - 5372 - 2107

共栄火災しんらい生命保険株式会社

本社 〒179-0075 東京都練馬区高松 5-8-20 J-CITYビル ☎03(5372)2100(代)
ホームページアドレス <http://www.kyoeikasai.co.jp/ss/top.htm>